

# 特定個人情報保護評価書(重点項目評価書)

評価書番号	評価書名
3	予防接種法に関する事務 重点項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

熊谷市は、予防接種法に関する事務の特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	なし
------	----

## 評価実施機関名

熊谷市長

## 公表日

令和6年4月10日

## 項目一覧

I 基本情報
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目
III リスク対策
IV 開示請求、問合せ
V 評価実施手続
(別添2) 変更箇所

# I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	予防接種法に関する事務
②事務の内容	<p>熊谷市は、予防接種法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号利用法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <p>予防接種法に基づき、定期予防接種である乳幼児の結核予防接種、麻しん・風しん混合予防接種等、予診票の発行を行う。乳幼児・児童・生徒の定期予防接種については原則全額公費負担のため自己負担金は発生しない。高齢者等インフルエンザ、高齢者等肺炎球菌予防接種については自己負担金が発生する。(生活保護受給者は費用免除) また、予防接種による健康被害の迅速な救済を図る。</p> <p>番号利用法別表第二に基づいて、熊谷市は、予防接種法に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。情報提供に必要な情報を「副本」として中間サーバーへ登録する。</p> <p>新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務 ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。</p>
③対象人数	<p>[ 10万人以上30万人未満 ]</p> <p>&lt;選択肢&gt; 1) 1,000人未満                      2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満            4) 10万人以上30万人未満</p>
2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム	
システム1	
①システムの名称	健康情報システム
②システムの機能	<p>予防接種</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>医療機関から送付された予診票を基に予防接種の接種実績の登録を行う。</li> <li>接種種別、接種区分、宛名番号、生年月日、性別、LotNo、接種量、接種医療機関、接種年月日、請求月、実施場所、予診区分、予診医療機関、予診医師、接種医師、ワクチン会社等の管理を行う。</li> <li>個人毎の予防接種の実績情報、接種可能範囲等の参照を行う。</li> <li>指定した検索条件に該当した住民情報の表示とファイル出力を行う。</li> </ul>
③他のシステムとの接続	<p>[ ] 情報提供ネットワークシステム                      [ <input checked="" type="checkbox"/> ] 庁内連携システム</p> <p>[ ] 住民基本台帳ネットワークシステム                      [ ] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 宛名システム等    [ ] 税務システム</p> <p>[ ] その他 ( )</p>
システム2～5	
システム2	
①システムの名称	団体内統合宛名システム
②システムの機能	<ol style="list-style-type: none"> <li>個人番号管理機能 個人番号と団体内統合宛名番号を紐付け、個別業務システムから個人を一意に特定できるように管理する機能。</li> <li>アクセス制御機能 個人番号利用事務、事務取扱部署及び事務取扱担当者を紐付け、アクセス制御とログ管理を行う機能。</li> <li>個人番号確認機能 個別業務システムからの要求に基づき、本人確認のために必要な情報を確認する機能。</li> <li>中間サーバー連携機能 情報連携で必要なデータを個別業務システムから受け取り、中間サーバーへ連携する機能。</li> </ol>
③他のシステムとの接続	<p>[ ] 情報提供ネットワークシステム                      [ <input checked="" type="checkbox"/> ] 庁内連携システム</p> <p>[ ] 住民基本台帳ネットワークシステム                      [ <input checked="" type="checkbox"/> ] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[ ] 宛名システム等    [ <input checked="" type="checkbox"/> ] 税務システム</p> <p>[ <input checked="" type="checkbox"/> ] その他 ( 中間サーバー、健康情報システム、個別業務システム )</p>

システム3									
①システムの名称	中間サーバー								
②システムの機能	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 符号管理機能 情報照会・情報提供に用いる個人の識別子である「符号」と、情報保有機関内で個人を特定するために利用する「団体内統合宛名番号」とを紐づけ、その情報を保管・管理する機能。</li> <li>2. 情報照会機能 情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報(連携対象)の情報照会及び情報提供受領(照会した情報の受領)を行う機能。</li> <li>3. 情報提供機能 情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会要求の受領及び当該特定個人情報(連携対象)の提供を行う機能。</li> <li>4. 既存システム接続機能 中間サーバーと既存システム、団体内統合宛名システム及び住民基本台帳システムとの間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報(連携対象)、符号取得のための情報等について連携するための機能。</li> <li>5. 情報提供等記録管理機能 特定個人情報(連携対象)の照会、又は提供があった旨の情報提供等記録を生成し、管理する機能。</li> <li>6. 情報提供データベース管理機能 特定個人情報(連携対象)を副本として、保持・管理する機能。</li> <li>7. データ送受信機能 中間サーバーと情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)との間で情報照会、情報提供、符号取得のための情報等について連携するための機能。</li> <li>8. セキュリティ管理機能 セキュリティを管理するための機能。</li> <li>9. 職員認証・権限管理機能 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報(連携対象)へのアクセス制御を行う機能。</li> <li>10. システム管理機能 処理状況の管理、業務統計情報の集計、稼働状態の通知、保管期限切れ情報の削除を行う機能。</li> </ol>								
③他のシステムとの接続	<table border="0"> <tr> <td><input type="radio"/> 情報提供ネットワークシステム</td> <td><input type="checkbox"/> 庁内連携システム</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム</td> <td><input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム</td> </tr> <tr> <td><input type="radio"/> 宛名システム等</td> <td><input type="checkbox"/> 税務システム</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> その他 (</td> <td>)</td> </tr> </table>	<input type="radio"/> 情報提供ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム	<input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム	<input type="radio"/> 宛名システム等	<input type="checkbox"/> 税務システム	<input type="checkbox"/> その他 (	)
<input type="radio"/> 情報提供ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム								
<input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム								
<input type="radio"/> 宛名システム等	<input type="checkbox"/> 税務システム								
<input type="checkbox"/> その他 (	)								
システム4									
①システムの名称	共通基盤システム(庁内連携システム)								
②システムの機能	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 統合データベース機能 個別業務システム間で必要となる連携データを一括管理し、個別業務システムへ提供する機能。</li> <li>2. 共通管理機能 各業務システムを利用する際に必要となる認証やアクセス制御等の管理機能を一元化した機能。</li> </ol>								
③他のシステムとの接続	<table border="0"> <tr> <td><input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム</td> <td><input type="checkbox"/> 庁内連携システム</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム</td> <td><input checked="" type="radio"/> 既存住民基本台帳システム</td> </tr> <tr> <td><input type="radio"/> 宛名システム等</td> <td><input type="radio"/> 税務システム</td> </tr> <tr> <td><input type="radio"/> その他 (健康情報システム、個別業務システム</td> <td>)</td> </tr> </table>	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム	<input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム	<input checked="" type="radio"/> 既存住民基本台帳システム	<input type="radio"/> 宛名システム等	<input type="radio"/> 税務システム	<input type="radio"/> その他 (健康情報システム、個別業務システム	)
<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム								
<input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム	<input checked="" type="radio"/> 既存住民基本台帳システム								
<input type="radio"/> 宛名システム等	<input type="radio"/> 税務システム								
<input type="radio"/> その他 (健康情報システム、個別業務システム	)								
システム5									
①システムの名称	ワクチン接種記録システム(VRS)								
②システムの機能	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. ワクチン接種記録システムへの接種対象者</li> <li>2. 接種券発行登録</li> <li>3. 接種記録の管理・転出/死亡時等のフラグ設定</li> <li>4. 新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付に係る接種記録の照会</li> </ol>								
③他のシステムとの接続	<table border="0"> <tr> <td><input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム</td> <td><input type="checkbox"/> 庁内連携システム</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム</td> <td><input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 宛名システム等</td> <td><input type="checkbox"/> 税務システム</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> その他 (</td> <td>)</td> </tr> </table>	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム	<input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム	<input type="checkbox"/> 宛名システム等	<input type="checkbox"/> 税務システム	<input type="checkbox"/> その他 (	)
<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム								
<input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム								
<input type="checkbox"/> 宛名システム等	<input type="checkbox"/> 税務システム								
<input type="checkbox"/> その他 (	)								

システム6～10	
システム11～15	
システム16～20	
3. 特定個人情報ファイル名	
1. 予防接種ファイル	
4. 個人番号の利用 ※	
法令上の根拠	<p>1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号利用法)(平成25年5月31日法律第27号) ・番号利用法第9条第1項 別表第一の10の項</p> <p>2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(別表第一省令)(平成26年内閣府・総務省令第5号) ・別表第一省令第10条</p> <p>3. 番号利用法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ)</p> <p>4. 番号利用法第19条第6号(委託先への提供)</p>
5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※	
①実施の有無	<p>[ 実施する ]</p> <p style="text-align: right;">&lt;選択肢&gt; 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>1. 番号利用法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) : 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「予防接種法による予防接種の実施に関する情報であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(16-2の項) : 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「予防接種法による予防接種の実施に関する情報であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(16-3の項)</p> <p>(別表第二における情報照会の根拠) : 第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「予防接種法による予防接種の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(16-2の項) : 第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「予防接種法による給付(同法第十五条第一項の疾病に係るものに限る。)の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(17の項) : 第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「予防接種法による給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(18の項) : 第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「予防接種法による給付(同法第十五条第一項の障害に係るものに限る。)の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(19の項)</p> <p>2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(別表第二省令)(平成26年内閣府・総務省令第7号)</p> <p>(別表第二主務省令における情報提供の根拠) ・別表第二省令第12条の2、第12条の2の2 (※別表第二の16の2の項、16の3の項)</p> <p>(別表第二主務省令における情報照会の根拠) ・別表第二省令第12条の2、第12条の3、第13条、第13条の2 (※別表第二の16の2の項、17の項、18の項、19の項)</p>
6. 評価実施機関における担当部署	
①部署	市民部 健康づくり課 母子健康センター
②所属長の役職名	所長
7. 他の評価実施機関	

## II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
1. 予防接種ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[ システム用ファイル ] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	当該市町村の区域内に居住する予防接種の対象となる者
その必要性	予防接種に関する業務の実現のために、必要な特定個人情報を保有する必要がある。
④記録される項目	[ 10項目以上50項目未満 ] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> <li>・識別情報 [ <input type="checkbox"/> ] 個人番号 [ <input type="checkbox"/> ] 個人番号対応符号 [ <input type="checkbox"/> ] その他識別情報(内部番号)</li> <li>・連絡先等情報 [ <input type="checkbox"/> ] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [ <input type="checkbox"/> ] 連絡先(電話番号等) [ <input type="checkbox"/> ] その他住民票関係情報</li> <li>・業務関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 国税関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 地方税関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 健康・医療関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 医療保険関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 児童福祉・子育て関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 障害者福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 生活保護・社会福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 介護・高齢者福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 雇用・労働関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 年金関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 学校・教育関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 災害関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )</li> </ul>
その妥当性	<個人番号、その他識別情報(内部番号)> ・本人確認等、対象者を正確に特定するために保有  <4情報、その他住民票関係情報> ・予防接種対象者の居住地を把握するために保有  <健康・医療関係情報(予防接種に関する情報)> ・予防接種の接種実績、接種料金等を把握するために保有
全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日	平成30年12月
⑥事務担当部署	市民部 健康づくり課 母子健康センター
3. 特定個人情報の入手・使用	
①入手元 ※	<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 ( ) <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 ( ) <input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 ( ) <input type="checkbox"/> 民間事業者 ( ) <input type="checkbox"/> その他 ( )

②入手方法		<input checked="" type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 専用線 <input checked="" type="checkbox"/> 庁内連携システム <input checked="" type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input checked="" type="checkbox"/> その他 ( 住民基本台帳ネットワークシステム、ワクチン接種記録システム(VRS) )
③使用目的 ※		・予防接種の実施、予防接種に関する記録の作成
④使用の主体	使用部署	市民部 健康づくり課 母子健康センター、妻沼保健センター
	使用者数	<input type="checkbox"/> 10人以上50人未満 <input type="checkbox"/> 10人以上50人未満 <input type="checkbox"/> 50人以上100人未満 <input type="checkbox"/> 100人以上500人未満 <input type="checkbox"/> 500人以上1,000人未満 <input type="checkbox"/> 1,000人以上
⑤使用方法		・予防接種の実施、予防接種に関する記録の作成等に使用する。 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付の際、接種記録を照会するために特定個人情報を使用する。
情報の突合		・住民からの費用助成申請書等の内容と地方税関係情報を突合する。
⑥使用開始日		平成30年12月1日
<b>4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託</b>		
委託の有無 ※		<input type="checkbox"/> 委託する <input type="checkbox"/> 委託しない (                    2 ) 件
委託事項1		システムの運用・保守業務、法制度改正に伴う改修作業業務
①委託内容		システムの運用・保守業務、法制度改正に伴う改修作業
②委託先における取扱者数		<input type="checkbox"/> 10人未満 <input type="checkbox"/> 10人以上50人未満 <input type="checkbox"/> 50人以上100人未満 <input type="checkbox"/> 100人以上500人未満 <input type="checkbox"/> 500人以上1,000人未満 <input type="checkbox"/> 1,000人以上
③委託先名		株式会社ジーシーシー
再委託	④再委託の有無 ※	<input type="checkbox"/> 再委託しない <input type="checkbox"/> 再委託しない <input type="checkbox"/> 再委託する <input type="checkbox"/> 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	
<b>委託事項2～5</b>		
委託事項2		新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム(VRS)を用いた特定個人情報ファイルの管理等
①委託内容		新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム(VRS)を用いた特定個人情報ファイルの管理等

②委託先における取扱者数	[ 10人以上50人未満 ]	<選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	株式会社ミラボ		
再委託	④再委託の有無 ※	[ 再委託しない ]	<選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法		
	⑥再委託事項		
委託事項3			
委託事項4			
委託事項5			
委託事項6～10			
委託事項11～15			
委託事項16～20			
5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)			
提供・移転の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 提供を行っている ( 2 ) 件 [ ] 移転を行っている ( ) 件 <input type="checkbox"/> 行っていない		
提供先1	都道府県知事		
①法令上の根拠	番号法別表第2の16の3の項		
②提供先における用途	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務		
③提供する情報	予防接種事業関係情報であって主務省令で定めるもの		
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	熊谷市に住民登録している法定接種対象者		
⑥提供方法	<input checked="" type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ [ ] 紙 <input type="checkbox"/> その他 ( )		
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報の提供の求めがある都度		



移転先1	
移転先2～5	
6. 特定個人情報の保管・消去	
保管場所 ※	<p>&lt;熊谷市における措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・サーバーは、入退室管理を行っているデータセンターのサーバー室に設置している。</li> <li>・入退室管理は、サーバー室への入室権限を持つ者を事前申請により限定し、サーバー室へ入退室する者が権限を有することを生体認証とICカードで確認することとしている。</li> </ul> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を厳重に管理する。</li> <li>・特定個人情報は、データセンターのサーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。</li> </ul> <p>&lt;ワクチン接種記録システムにおける追加措置&gt;</p> <p>ワクチン接種記録システムは、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティの国際規格を取得している。クラウドサービスを利用している。なお、以下のとおりのセキュリティ対策を講じている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・論理的に区分された当市の領域にデータを保管する。</li> <li>・当該領域のデータは、暗号化処理をする。</li> <li>・個人番号が含まれる領域はインターネットからアクセスできないように制御している。</li> <li>・国、都道府県からは特定個人情報にアクセスできないように制御している。</li> <li>・日本国内にデータセンターが存在するクラウドサービスを利用している。</li> </ul>
7. 備考	
<p>&lt;ワクチン接種記録システムにおける追加措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自機関の領域に保管されたデータのみ、ワクチン接種記録システムを用いて消去することができる。</li> <li>・自機関の領域に保管されたデータは、他機関から消去できない。</li> </ul> <p>※クラウドサービスは、IaaSを利用し、クラウドサービス事業者からはデータにアクセスできなため、消去することができない。</p>	

**(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目**

1. 予防接種ファイル

【識別情報】

1.個人番号,2.宛名番号

【連絡先情報】

1.氏名,2.生年月日,3.性別,4.住所,5.電話番号,6.世帯番号,7.続柄,8.世帯主氏名

【業務関係情報】

1.接種種別、2.接種区分、3.宛名番号、4.生年月日、5.性別、6..Lot No、7.接種量、8.接種\_医療機関id、9.接種年月日、10.請求月、11.実施場所id、12.予診区分、13.予診\_医療機関id、14.予診\_医師id、15.接種\_医師id、16.合併前市町村、17.ワクチン会社、18.二混合区分、19.初回ワクチン区分、20.ツベルクリン判定、21.ツベルクリン判定(大きさ:縦)、22.ツベルクリン判定(大きさ:横)、23.ツベルクリン判定(状態)、24.エラーコード、25.備考

2. 新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種に関する記録項目

1.個人番号、2.宛名番号、3.自治体コード、4.接種券番号、5.属性情報(氏名、生年月日、性別)、6.接種状況(実施/未実施)、7.接種回、8.接種日、9.ワクチンメーカー、10.ロット番号、11.ワクチン種類(※)、12.製品名(※)、13.旅券関係情報(旧姓・別姓・別名、ローマ字氏名、国籍、旅券番号)(※)、14.証明書ID(※)、15.証明書発行年月日(※)

※新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付に必要な場合のみ

### Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
1. 予防接種ファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク： 目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住基情報の入手については、既存住民基本台帳システムに登録した情報を庁内連携機能で取得するため、対象候補となりうる住民以外の情報を入手することはない。</li> <li>・住民からの申告・申請情報の入手については、本人確認や個人番号の真正性確認を実施している。</li> <li>・市町村CSからの住登外情報については、職員2名以上でダブルチェックを行って対象者を確定した上で情報を入手している。</li> <li>・庁内連携機能からの各種照会情報の入手については、個人単位の操作ログを取得し追跡可能な形式で管理しており、対象者以外の情報の入手の抑止を図っている。証跡については完全性を担保し、容易に改ざんできない対策を施している。</li> </ul> <p>＜新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置＞          新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付申請者からの個人番号の入手          接種者について、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付のために個人番号を入手するのは、接種者から接種証明書の交付申請があった場合のみとし、さらに、番号法第16条に基づき、本人確認書類を確認することで、対象者以外の情報の入手を防止する。</p>
リスクへの対策は十分か	[            十分である            ]            <選択肢> 1) 特に力を入れている            2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	

<不適切な方法で入手が行われるリスクに対する措置>

- ・庁内連携機能からの住基情報の入手については、入退室管理をしているデータセンタ内のサーバ間通信に限定することで、詐取・奪取が行われないようにしている。
- ・庁内連携機能からの各種照会情報の入手については、アクセス権を有しない職員のなりすましによる入手への対策を施している。また、当該情報に接続可能なシステム及び端末を予め登録し、許可された機器に限定した入手方法とすることで、対象外の機器からの入手が行われないようにしている。

<入手した特定個人情報が不正確であるリスクに対する措置>

- ・入手した情報については、窓口での聞き取りや本人確認書類との照合等を通じて確認することで正確性を確保している。
- ・職員にて収集した情報に基づいて、間違いがあれば職権で適宜修正することで正確性を確保している。

<入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスクに対する措置>

- ・庁内連携機能からの住基情報、各種照会情報の入手については、サーバ間通信を限定することで漏えい・紛失を防止している。

<ワクチン接種記録システムにおける追加措置>

- ・入手した特定個人情報については、限定された端末を利用して配布されたユーザIDを使用し、ログインした場合だけ、アクセスできるように制御している。
- ・ワクチン接種記録システムのデータベースは、市区町村ごとに論理的に区分されており、他市区町村の領域からは、特定個人情報の入手ができないようにアクセス制御している。
- ・入手する特定個人情報については、情報漏えいを防止するために、暗号化された通信回線を使用する。

### 3. 特定個人情報の使用

#### リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク

##### リスクに対する措置の内容

- ・団体内統合宛名システムのアクセス制御機能により、個人番号利用事務、事務取扱部署及び事務取扱担当者以外が、特定個人情報を参照できない仕組みを講じている。
- ・健康情報システムには、健康管理事務に関係のない情報を保有しない。
- ・健康情報システムでは、特定個人情報を参照できる機能と情報を限定しており、設定された利用権限の範囲を超えてアクセスができないように制御を行っている。
- ・特定個人情報を使用できる事務については、業務マニュアルに記載し、定期的に職員研修を実施している。

<ワクチン接種記録システムにおける追加措置>

- ・接種会場等では、接種券番号の読取端末(タブレット端末)からインターネット経由でワクチン接種記録システムに接続できるが、個人番号にはアクセスできないように制御している。

リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク		
ユーザ認証の管理	[ 行っている ]	<選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	<p>・健康情報システムへのアクセスにおいて、識別情報(ユーザID/パスワードと生体)による2因子認証を実施している。また認証後は認可機能により、そのユーザが利用できる機能を制限することで、不正利用が行えないよう対策している。</p> <p>・パスワードには、有効期限の設定、同一又は類似パスワード再利用制限、最低文字数の設定等を行っている。</p> <p>・ユーザID/パスワードの管理者は必要最小限とし、漏えい等が発生しないように厳重に管理している。</p> <p>・ユーザID/パスワードを複数人で共有することを禁止している。</p> <p>&lt;ワクチン接種記録システムにおける追加措置&gt; 権限のない者によって不正に使用されないよう、以下の対策を講じている。</p> <p>・ワクチン接種記録システムにおける特定個人情報へのアクセスは、LG-WAN端末による操作に限り可能になるように制御している。</p> <p>・LG-WAN端末は、限定された者しかログインできる権限を保持しない。</p> <p>・ワクチン接種記録システムにおけるログイン認証は、ユーザID/パスワードにて行う。</p> <p>・ワクチン接種記録システムへのログイン用のユーザIDは、当市が指定する管理者が認めた者に限定して発行される。</p>	
その他の措置の内容	<p>&lt;アクセス権限の発効・失効の管理&gt;</p> <p>・識別情報(職員カード、ユーザID/パスワード)の発行・更新・廃棄は、人事異動や退職時など、あらかじめ定められたルールに基づいて随時行っている。</p> <p>・健康情報システムにアクセスする職員へのアクセス権限は定期的に見直しを行い、適切な者のみがアクセスできるようにしている。</p> <p>&lt;アクセス権限の管理&gt;</p> <p>・ユーザID/パスワードの管理者は必要最小限とし、漏えい等が発生しないように厳重に管理している。</p> <p>・ユーザIDについては、セキュリティ責任者が定期的にチェックを行い、不要なIDが残存しないようにしている。また、利用期間が明確になったものについては、ユーザIDに有効期限を設定し、期限到来により自動的に失効するようにしている。</p> <p>&lt;特定個人情報の使用の記録&gt;</p> <p>・ユーザIDとともに、健康情報システムへのアクセス、操作(登録、更新、印刷、外部媒体への出力等)のアクセス記録をログとして保管している。</p> <p>・上記アクセス記録について、確認が必要となった場合には即座に確認できる仕組みを準備しており、また、異常アクセス(休業日や業務時間外のアクセス、ログインエラー等)については定期的にチェックを行っている。</p> <p>&lt;ワクチン接種記録システムにおける追加措置&gt;</p> <p>・ワクチン接種記録システム(VRS)へのログイン用のユーザIDに付与されるアクセス権限は、当市が指定する管理者が必要最小限の権限で発効する。</p> <p>・当市が指定する管理者は、定期的又は異動/退職等のイベントが発生したタイミングで、権限を有していた職員の異動/退職等情報を確認し、当該事由が生じた際には速やかにアクセス権限を更新し、当該ユーザIDを失効させる。</p> <p>・やむを得ず、複数の職員が共有するID(以下「共用ID」という。)を発行する必要がある場合は、当該IDを使用する職員・端末を特定し、管理者が把握した上で、パスワードを厳重に管理する運用を徹底し、必要最小限に発行する。なお、共用IDを使用する職員及び端末について、異動/退職等のイベントが発生したタイミングで確認し、当該事由が生じた際は速やかに把握している内容を更新する。</p> <p>・当市が指定する管理者は、定期的にユーザID及びアクセス権限の一覧をシステムにおいて確認し、アクセス権限及び不正利用の有無を確認する。また、不要となったユーザIDやアクセス権限を速やかに変更又は削除する。</p> <p>・システム上の操作のログを取得しており、操作ログを確認できる。ログは定期に及び必要に応じ随時に確認する。</p>	
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

＜従業者が事務外で使用するリスクに対する措置＞

- ・外部媒体へのデータのコピーや印刷を制御することで、許可なく持ち出せないようにしている。
- ・各種ログを取得しているため、業務外利用をした場合には特定可能であることを職員に周知し、事務外の利用を抑止している。

＜特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスクに対する措置＞

- ・バックアップファイルの取得は入退室管理をしているデータセンターでの作業に限定され、また、バックアップファイルの持ち出しはセキュリティ責任者による承認を必須としている。
- ・特定個人情報ファイルの外部媒体への出力は、特定のアクセス権限を持ったユーザのみが、特定の端末及び特定の記録媒体への書き出しのみに限定している。
- ・特定個人情報を記録した紙媒体、DVD等の外部記録媒体は施錠保管し、鍵は管理者が厳重に管理している。また、持出し・持込みのルールを定め、遵守している。
- ・保管期間が経過した特定個人情報を記録した媒体は、復元不可能な状態で確実に消去・廃棄している。
- ・機器を廃棄もしくはリース返却する場合、機器内部の記憶装置からすべての情報を消去し、復元不可能な状態にする措置を講じている。
- ・庁内の端末の持ち出しは、業務上どうしても必要な場合、情報セキュリティ管理者の許可を得て記録をとることとしている。
- ・職員（非常勤、臨時職員含む）が特定個人情報を取り扱う作業を行う場合は、インターネットへの接続、電子メールの使用、外部記録媒体への出力が不可能な端末によって行っている。

＜新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置＞

- ①住民基本台帳システムや予防接種台帳システムから特定個人情報を抽出したCSVファイルをワクチン接種記録システムへ登録する際には、以下のようにしている。
  - ・作業を行う職員及び端末を必要最小限に限定する。
  - ・作業に用いる電子記録媒体については、不正な複製、持ち出し等を防止するために、許可された専用の外部記録媒体を使用する。また、媒体管理簿等に使用の記録を記載する等、利用履歴を残す。
  - ・作業に用いる電子記録媒体の取扱いについては、承認を行い、当該承認の記録を残す。
  - ・電子記録媒体に格納するデータについては、暗号化やパスワード設定を行う。
  - ・電子記録媒体による作業を終了したら、内部のデータを確実に消去する。管理簿に消去の記録を記載する等、消去履歴を残す。
- ②特定個人情報を使用する場面を、必要最小限に限定している。具体的には以下の場面に限定している。
  - ・接種者について、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付申請があった場合に、接種記録を照会するために、個人番号を入手し、使用する。
- ③ワクチン接種記録システムからCSVファイルにてダウンロードする接種記録データには、個人番号が含まれない。

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託

[ ] 委託しない

リスク：委託先における不正な使用等のリスク

委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[ 定めている ]	＜選択肢＞ 1) 定めている 2) 定めていない
規定の内容	情報システムの運用、保守等を外部委託する場合には、委託事業者との間で必要に応じて次の情報セキュリティ要件を明記した契約を締結している。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・情報セキュリティポリシー及び情報セキュリティ実施手順の遵守</li> <li>・委託先の責任者、委託内容、作業員、作業場所の特定</li> <li>・提供されるサービスレベルの保証</li> <li>・従業員に対する教育の実施</li> <li>・提供された情報の目的外利用及び受託者以外の者への提供の禁止</li> <li>・業務上知り得た情報の守秘義務</li> <li>・再委託に関する制限事項の遵守</li> <li>・委託業務終了時の情報資産の返還、廃棄等</li> <li>・委託業務の定期報告及び緊急時報告義務</li> <li>・情報セキュリティポリシーが遵守されなかった場合の規定(損害賠償等)</li> <li>・市による監査、検査</li> </ul>	
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保	[ 再委託していない ]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
具体的な方法	—	

<p>その他の措置の内容</p>	<p>&lt;新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置&gt;          当市、国、当該システムの運用保守事業者の三者の関係を規定した「ワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項(規約)」に同意することにより、当該確認事項に基づき、ワクチン接種記録システム(VRS)に係る特定個人情報の取扱いを当該システムの運用保守事業者に委託することとする。なお、次の内容については、当該確認事項に規定されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限</li> <li>・特定個人情報ファイルの取扱いの記録</li> <li>・特定個人情報の提供ルール/消去ルール</li> <li>・委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定</li> <li>・再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保</li> </ul>
<p>リスクへの対策は十分か</p>	<p>[ 十分である ] &lt;選択肢&gt;          1) 特に力を入れている      2) 十分である          3) 課題が残されている</p>
<p>特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置</p>	
<p>&lt;委託先による特定個人情報の不正な提供に関するリスクに対する措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・委託先から他社への提供は認めていない。</li> <li>・情報セキュリティ管理者は、ネットワーク及び情報システムの開発・保守等を外部委託事業者に発注する場合、情報セキュリティポリシー等のうち外部委託事業者が守るべき内容の遵守及びその機密事項を説明している。</li> <li>・情報資産を提供する際、必要に応じ暗号またはパスワードの設定を行っている。</li> <li>・必要に応じて、熊谷市職員が現地調査を実施している。</li> </ul> <p>&lt;委託先による特定個人情報の保管・消去、委託契約終了後の不正な使用等に関するリスクに対する措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・委託先から任意の様式により消去結果に係る報告書を提出してもらっている。</li> <li>・必要に応じて熊谷市は現地調査・確認を行えることとしている。</li> </ul>	

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[ ] 提供・移転しない
リスク： 不正な提供・移転が行われるリスク		
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[ 定めている ]	<選択肢> 1) 定めている                      2) 定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・庁内のデータ連携については、あらかじめ定められた仕様に基づくものであり、それ以外の連携はできない。</li> <li>・具体的に誰に対し何の目的で提供できるかを書き出したマニュアルを整備しており、マニュアル通りに特定個人情報の提供を行う。年一度の研修、個人情報保護の理解度チェックを行い、マニュアルを理解しているか確認する。</li> </ul>	
その他の措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・端末から電子媒体への出力は特定の端末に限定しており、出力時の操作ログを取得している。</li> </ul>	
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている                      2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
<p>&lt;不適切な方法で提供・移転が行われるリスクに対する措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・他自治体への提供については、あらかじめ定められた方法でのみ行っており、また、複数職員による確認を行っている。</li> <li>・庁内のデータ連携については、あらかじめ定められた仕様に基づくサーバ間通信に限定している。</li> </ul> <p>&lt;誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスクに対する措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・庁内のデータ連携については、あらかじめ定められた仕様に基づくサーバ間通信に限定している。</li> <li>・個人情報が正確かつ最新であることを、定期的に確認する手順、不正確または最新ではないことが判明した場合の訂正の手順が明確になっている。</li> </ul>		



6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ ] 接続しない(入手) [ ] 接続しない(提供)

リスク1: 目的外の入手が行われるリスク

<p>リスクに対する措置の内容</p>	<p>&lt;健康情報システムのソフトウェアにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中間サーバーの仕様(プレフィックス情報等)に基づき、当該事務で必要となる情報以外の入手は不可能。</li> <li>・中間サーバーへの情報照会処理については、業務システム側で操作ログを記録しており、処理実施者、操作内容を把握可能である。</li> </ul> <p>&lt;健康情報システムの運用における措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・権限を持った職員が上長の承認を得た上で情報照会・入手を行うこととしている。</li> <li>・健康情報システムで記録している操作ログは、適宜、健康情報システムからリストの出力を行い、目的外の入手が行われていないことを定期的に確認している。</li> <li>・定められたルールに基づく入手を職員に周知、徹底している。</li> </ul> <p>&lt;中間サーバー・ソフトウェアにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可照合リスト(※2)との照合を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号利用法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。</li> <li>・中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</li> </ul> <p>(※1) 情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。</p> <p>(※2) 番号利用法別表第2及び第19条第14号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。</p> <p>(※3) 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。</p> <p>&lt;中間サーバーの運用における措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・不正検知の目的で、ログを定期的に確認する。</li> <li>・中間サーバー接続端末の情報照会機能(特定個人情報の情報照会及び情報提供受領)の利用にあたっては、事前に情報照会の内容について、上長の承認を得た上で実施する運用を義務付けている。</li> </ul>
<p>リスクへの対策は十分か</p>	<p>[ 十分である ]</p> <p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている      2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>

リスク2: 不正な提供が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p>&lt;健康情報システムのソフトウェアにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中間サーバーの仕様に基づき提供するため、不正に特定個人情報が提供されないよう健康情報システムで担保している。</li> <li>・特定個人情報の提供は健康情報システムでの連携に限定しており、人の手を介在できない。</li> </ul> <p>&lt;健康情報システムの運用における措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・健康情報システムで記録している操作ログは、適宜リストの出力を行い、不正な提供が行われていないことを定期的に確認している。</li> <li>・提供に制限のある特定個人情報は、適切に不開示設定を行う実施手順を運用ルールに定め、当該ルールに従い実施している。</li> <li>・自動応答不可の特定個人情報の提供に当たっては、上長の承認を得た上で、提供を実施する運用を義務付けている。</li> </ul> <p>&lt;中間サーバー・ソフトウェアにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・情報提供機能(※)により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可照合リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバーにも格納して、情報提供機能により、照会許可照合リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。</li> <li>・情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。</li> <li>・特に慎重な対応が求められる情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。</li> <li>・中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</li> </ul> <p>(※)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領及び情報提供を行う機能。</p> <p>&lt;中間サーバーの運用における措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・不正検知の目的で、ログを定期的に確認する。</li> <li>・中間サーバー接続端末の情報提供機能の利用にあたっては、事前に情報提供の内容について、上長の承認を得た上で、提供を実施する運用を義務付けている。</li> </ul>
リスクへの対策は十分か	<p>[ 十分である ]</p> <p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている                      2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>

## 情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置

### ◆安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク

#### <健康情報システムのソフトウェアにおける措置>

- ・中間サーバー-健康情報システム間は、データセンタ内のサーバ間通信に限定して安全性を確保している。

#### <中間サーバー・ソフトウェアにおける措置>

- ・中間サーバーは、個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみ実施できるよう設計されるため、安全性が担保されている。

#### <中間サーバー・プラットフォームにおける措置>

- ・中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。
- ・中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。

### ◆入手した特定個人情報が不正確であるリスク

#### <健康情報システムのソフトウェアにおける措置>

- ・中間サーバーの仕様(プレフィックス情報等)に基づき入手するため、入手した特定個人情報の正確性は健康情報システムで担保されている。
- ・健康情報システムで中間サーバーから特定個人情報を入手する際、文字コード、型等の変換の正確性をテストで担保している。

#### <中間サーバー・ソフトウェアにおける措置>

- ・中間サーバーは、個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用して、情報提供用個人識別符号により紐付けられた照会対象者に係る特定個人情報を入手するため、正確な照会対象者に係る特定個人情報を入手することが担保されている。

#### <中間サーバーの運用における措置>

- ・中間サーバー接続端末から情報提供を入手し、健康情報システムへ登録する場合、複数の職員によるチェックを行って登録している。

### ◆入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク

#### <健康情報システムのソフトウェアにおける措置>

- ・中間サーバー-健康情報システム間は、データセンタ内のサーバ間通信に限定して、漏えい・紛失するリスクを排除している。

#### <健康情報システムの運用における措置>

- ・権限を持った職員が上長の承認を得た上で情報照会・入手を行うこととしている。
- ・外部から不正なアクセスがないか、アクセスログ等を確認している。

#### <中間サーバー・ソフトウェアにおける措置>

- ・中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみを実施するため、漏えい・紛失のリスクに対応している(※)。
- ・既存システムからの接続に対し認証を行い、許可されていないシステムからのアクセスを防止する仕組みを設けている。
- ・情報照会が完了又は中断した情報照会結果については、一定期間経過後に当該結果を情報照会機能において自動で削除することにより、特定個人情報が漏えい・紛失するリスクを軽減している。
- ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容

の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。

(※)中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用して特定個人情報を送信する際、送信する特定個人情報の暗号化を行っており、照会者の中間サーバーでしか復号できない仕組みになっている。そのため、情報提供ネットワークシステムでは復号されないものとなっている。

<中間サーバー・プラットフォームにおける措置>

・中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、漏えい・紛失のリスクに対応している。

・中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。

・中間サーバー・プラットフォーム事業者の業務は、中間サーバー・プラットフォームの運用、監視・障害対応等であり、業務上、特定個人情報へはアクセスすることはできない。

<中間サーバーの運用における措置>

・中間サーバー接続端末に用いる外部記憶媒体(USB等)を限定する。

・中間サーバー接続端末から外部記憶媒体に特定個人情報を格納する際には暗号化を行っている。

・外部記憶媒体(USB等)の貸出、利用、データ消去、返却等の定められた運用ルールに従い実施し、貸出、返却時には上長の承認を得ている。

#### ◆不適切な方法で提供されるリスク

<健康情報システムのソフトウェアにおける措置>

・中間サーバー健康情報システム間は、データセンタ内のサーバ間通信に限定しており、他の経路で提供できない。

・健康情報システムは、ID/パスワードと生体による2因子認証を行い、限られた職員のみ操作可能である。

・健康情報システム以外から情報提供できないようシステム上で担保している。

<健康情報システムの運用における措置>

・情報提供内容の自動応答が出来ない場合を想定し、手動で情報提供を行う場合は、上長への確認を行った上で、実施することを運用ルールとして義務付けている。

<中間サーバー・ソフトウェアにおける措置>

・セキュリティ管理機能(※)により、情報提供ネットワークシステムに送信する情報は、情報照会者から受領した暗号化鍵で暗号化を適切に実施した上で提供を行う仕組みになっている。

・中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。

(※)暗号化・復号機能と、鍵情報及び照会許可照会リストを管理する機能。

<中間サーバー・プラットフォームにおける措置>

・中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、不適切な方法で提供されるリスクに対応している。

・中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。

・中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者においては、特定個人情報に係る業務にはアクセスができないよう管理を行い、不適切な方法での情報提供を行えないよう管理している。

<中間サーバーの運用における措置>

・不正検知の目的で、ログを定期的に確認する。

・情報提供は自動応答又は中間サーバー接続端末に限定し、実施手順を運用ルールに定め、職員へ運用ルールの周知を徹底している。

#### ◆誤った情報を提供してしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスク

<健康情報システムのソフトウェアにおける措置>

・健康情報システムの情報提供機能は、中間サーバーの仕様に基づき設計、テストを行っているため、誤った情報を提供してしまうリスクを排除している。

<健康情報システムの運用における措置>

・中間サーバーに登録する特定個人情報については、登録時に複数の職員によるチェックに加え上長の承認を経た上で登録する。

・中間サーバーには可能な限り最新の情報を登録すること、誤った情報を登録した場合などの対応ルールを定め、当該ルールに従って実施している。

<中間サーバー・ソフトウェアにおける措置>

・情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供許可証と情報照会者への経路情報を受領した上で、情報照会内容に対応した情報提供をすることで、誤った相手に特定個人情報が提供されるリスクに対応している。

・情報提供データベース管理機能(※)により、「情報提供データベースへのインポートデータ」の形式チェックと、接続端末の画面表示等により情報提供データベースの内容を確認できる手段を準備することで、誤った特定個人情報を提供してしまうリスクに対応している。

・情報提供データベース管理機能では、情報提供データベースの副本データを既存業務システムの原本と照合するためのエクスポートデータを出力する機能を有している。

(※)特定個人情報を副本として保存・管理する機能。

<中間サーバーの運用における措置>

- ・中間サーバー接続端末から情報提供内容を登録する場合、上長の承認を得た上で、登録時に複数の職員によるチェックを行う。
- ・中間サーバー接続端末から誤った情報を修正する場合、事前に修正内容について、上長の承認を得た上で、実施する運用を義務付けている。

◆その他

<熊谷市における措置>

- ・健康情報システム、中間サーバー接続端末での情報照会、情報提供等に係る実施手順を業務マニュアルに記載し、新規従業員に対して、年1回研修を実施している。

<中間サーバー・ソフトウェアにおける措置>

- ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑制する仕組みになっている。
- ・情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。

<中間サーバー・プラットフォームにおける措置>

- ・中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。
- ・中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。
- ・中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。
- ・特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。

7. 特定個人情報の保管・消去

リスク: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク

①事故発生時手順の策定・周知	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
その内容		
再発防止策の内容		

<p>その他の措置の内容</p>	<p>&lt;ワクチン接種記録システムにおける措置&gt;  <b>【物理的対策】</b>          ワクチン接種記録システムは、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティの国際規格を取得しているクラウドサービスを利用しているため、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドラインで求める物理的対策を満たしている。          主に以下の物理的対策を講じている。          ・サーバ設置場所等への入退室記録管理、施錠管理          ・日本国内にデータセンターが存在するクラウドサービスを利用している。  <b>【技術的対策】</b>          ワクチン接種記録システムは、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティの国際規格を取得しているクラウドサービスを利用しているため、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドラインで求める技術的対策を満たしている。          主に以下の技術的対策を講じている。          ・論理的に区分された当市の領域にデータを保管する。          ・当該領域のデータは、暗号化処理をする。          ・個人番号が含まれる領域はインターネットからアクセスできないように制御している。          ・国、都道府県からは特定個人情報にアクセスできないように制御している。          ・当該システムへの不正アクセスの防止のため、外部からの侵入検知・通知機能を備えている。          ・LG-WAN端末とワクチン接種記録システムとの通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。</p>
<p>リスクへの対策は十分か</p>	<p>[ 十分である ] &lt;選択肢&gt;          1) 特に力を入れている 2) 十分である          3) 課題が残されている</p>
<p>特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置</p>	
<p>◆物理的対策          &lt;熊谷市における措置&gt;          ・特定個人情報を保管するサーバ設置場所には、入退室管理を行っている。          ・特定個人情報を保管するサーバに係る脅威に対して、無停電電源装置の設置、室温管理、ケーブルの安全管理、耐震対策、防火措置、防水措置等を講じている。          ・特定個人情報を保有するサーバが設置された専用の部屋への入室はICカードと生体による2因子認証で管理されている。          ・特定個人情報を保有するサーバが設置された部屋には監視カメラ等が設置されている。          ・特定個人情報を保有するサーバが設置されたラックは施錠管理されている。          ・特定個人情報を保有するサーバは定期的に保守点検を実施することで情報の毀損等への対策を図っている。          ・特定個人情報を含む電子データを定期的に電子媒体に保存し、入退室管理された専用の保管場所に保管している。</p> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt;          ・中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。</p> <p>◆技術的対策          &lt;熊谷市における措置&gt;          ・ウィルス対策ソフトを導入し、定期的にパターンファイルの更新を行っている。          ・OSやアプリケーション等に対するセキュリティ対策用修正ソフトウェア(いわゆるセキュリティパッチ)を適用している。          ・ファイアウォールにより、特定個人情報へのアクセスを制御している。          ・使用されていないポートを閉鎖している。          ・情報漏えい等の防止のため、特定個人情報を保有するサーバをインターネット等の外部ネットワークから隔離されたネットワーク上に設置している。          ・盗聴による情報漏えい等の防止のため特定個人情報を保有するサーバとの通信を暗号化している。          ・内部の部品が2重化された高可用性の外部記憶装置(ストレージ)に特定個人情報を保存することで情報の毀損等への対策を図っている。          ・ネットワークを通じて悪意の第三者が侵入しないよう、ファイアウォールを設置している。</p> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt;          ・中間サーバー・プラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。          ・中間サーバー・プラットフォームでは、ウィルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。          ・導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。</p>	

<b>8. 監査</b>	
実施の有無	[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 自己点検                      [    ] 内部監査                      [    ] 外部監査
<b>9. 従業者に対する教育・啓発</b>	
従業者に対する教育・啓発	[    ] 十分に行っている                      <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な方法	<p>&lt;熊谷市における措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・毎年、職員全員と、該当の臨時職員に情報セキュリティ研修を実施している。</li> <li>・サーバ室への入退室については、生体情報による認証を実施している。</li> <li>・年に1回、所属部署のOA担当者に対し、教育を実施している。</li> <li>・集合教育は必要に応じて実施している。</li> </ul> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、定期的に自己点検を実施することとしている。</li> </ul> <p>&lt;新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置&gt;</p> <p>デジタル庁(旧内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室)から発出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項」に同意のうえ、第9条(市区町村の責任)に則し、適切に職員等の当該システムの利用を管理し、必要な指導をする。</p>
<b>10. その他のリスク対策</b>	
<p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。</li> </ul> <p>&lt;新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置&gt;</p> <p>デジタル庁(旧内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室)から発出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項」に同意のうえ、第7条(情報到達の責任分界点)、第8条(通信経路の責任分界点)、第9条(市区町村の責任)に則し、適切に当該システムを利用し、万が一、障害や情報漏えいが生じた場合、適切な対応をとることができる体制を構築する。</p>	

## IV 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	郵便番号360-8601 熊谷市宮町二丁目47番地1 熊谷市総務部庶務課行政係 電話048-524-1111 内線223
②請求方法	熊谷市個人情報保護条例に基づき、請求書に住所、氏名、請求内容等の必要事項を記入し、請求する。 個人情報の本人であることを証明する書類等を持参の上、個人情報保護窓口へ提出する。
③法令による特別の手続	-
④個人情報ファイル簿への不記載等	-
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	郵便番号360-0812 熊谷市大原一丁目5番36号 熊谷市市民部母子健康センター予防係 電話048-525-2722
②対応方法	問い合わせの受付時に受付票等を記載することにより、対応について記録を残す。 情報漏えい等の重大な事案に関する問い合わせについて、関係先等に事実確認を行うための標準的な処理期間を設ける。

## V 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和3年5月10日
②しきい値判断結果	[ 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる ] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施) 3) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に重点項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取【任意】	
①方法	
②実施日・期間	
③主な意見の内容	
3. 第三者点検【任意】	
①実施日	
②方法	
③結果	



(別添2) 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年10月12日	5情報提供ネットワークシステムによる情報連携		第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「予防接種法による予防接種の実施に関する情報であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(16-2の項)	事後	
平成28年10月12日	5情報提供ネットワークシステムによる情報連携		第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「予防接種法による予防接種の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(16-2の項) 第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「予防接種法による予防接種による給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(17の項)	事後	
平成29年4月1日	I 基本情報 6評価実施機関における担当部署 ②所属長	小柳 清志	森田 幹雄	事後	
平成29年4月1日	IV開示請求、問合せ 2特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ ①連絡先	郵便番号360-8601 熊谷市宮町二丁目47番地1 熊谷市総務部庶務課行政係 電話048-524-1111 内線224	郵便番号360-0812 熊谷市大原一丁目5番36号 熊谷市市民部母子健康センター予防係 電話048-525-2722	事後	
平成30年4月1日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム1 ③他のシステムとの接続	[○]その他(国民健康保険システム)	[○]その他(国民健康保険システム、団体内統合宛名システム)	事後	
平成30年4月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ④使用の主体 使用部署	市民部 健康づくり課 母子健康センター、妻沼保健センター、江南保健センター	市民部 健康づくり課 母子健康センター、妻沼保健センター	事後	
平成30年12月18日	I 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容	番号法	番号利用法	事後	
平成30年12月18日	I 基本情報 2. 特定個人情報を取り扱う事務において使用するシステム システム1 ①システムの名称	健康管理システム	健康情報システム	事前	住民情報系システム更改に向けた評価再実施の結果に伴う変更のため
平成30年12月18日	I 基本情報 2. 特定個人情報を取り扱う事務において使用するシステム システム1 ③他のシステムとの接続	[○]既存住民基本台帳システム [○]その他(国民健康保険システム、団体内統合宛名システム)	[○]庁内連携システム [○]宛名システム等	事前	住民情報系システム更改に向けた評価再実施の結果に伴う変更のため
平成30年12月18日	I 基本情報 2. 特定個人情報を取り扱う事務において使用するシステム システム2 ②システムの機能	1. 団体内統合宛名番号の付番と管理 :各業務・システムで保有している宛名番号を団体内で統一し、個人を識別するための団体内統合宛名番号を付番し、各業務・システムの宛名番号と団体内宛名番号、基本情報、個人番号を紐付けて、格納・管理する。 2. 符号取得支援・確認 :処理通番の発行依頼を中間サーバーに通知し、符号が取得できたか確認を行う。 3. 情報提供機能 :中間サーバーへ特定個人情報を登録するために、業務・システムのデータを変換し、中間サーバーへ提供情報を通知する。 4. 情報照会機能 :各業務・システムに代わって、他団体の特定個人情報の照会について、宛名番号と団体内統合宛名番号の変換、データ形式等の変換を行い、中間サーバーへ照会情報を通知する。 5. 宛名情報照会 :団体内統合宛名番号、個人番号、もしくは基本情報を検索キーとして、個人情報を照会する。	1. 個人番号管理機能 個人番号と団体内統合宛名番号を紐付け、個別業務システムから個人を一意に特定できるように管理する機能。 2. アクセス制御機能 個人番号利用事務、事務取扱部署及び事務取扱担当者を紐付け、アクセス制御とログ管理を行う機能。 3. 個人番号確認機能 個別業務システムからの要求に基づき、本人確認のために必要な情報を確認する機能。 4. 中間サーバー連携機能 情報連携に必要なデータを個別業務システムから受け取り、中間サーバーへ連携する機能。	事前	住民情報系システム更改に向けた評価再実施の結果に伴う変更のため
平成30年12月18日	I 基本情報 2. 特定個人情報を取り扱う事務において使用するシステム システム2 ③他のシステムとの接続	[○]宛名システム等 [○]税務システム [○]その他(健康管理システム、児童手当システム等の業務・システム、中間サーバー)	[○]庁内連携システム [○]既存住民基本台帳システム [○]その他(中間サーバー、健康情報システム、個別業務システム)	事前	住民情報系システム更改に向けた評価再実施の結果に伴う変更のため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年12月18日	I 基本情報 2.特定個人情報 を取り扱う事務において使用 するシステム システム3 ①システムの名称		中間サーバー	事前	住民情報系システム更改に向 けた評価再実施の結果に伴う 変更のため
平成30年12月18日	I 基本情報 2.特定個人情報 を取り扱う事務において使用 するシステム システム3 ②システムの機能		1. 符号管理機能 情報照会・情報提供に用いる個人の識別子で ある「符号」と、情報保有機関内で個人を特定 するために利用する「団体内統合宛名番号」と を紐づけ、その情報を保管・管理する機能。 2. 情報照会機能 情報提供ネットワークシステムを介して、特定個 人情報(連携対象)の情報照会及び情報提供 受領(照会した情報の受領)を行う機能。 3. 情報提供機能 情報提供ネットワークシステムを介して、情報照 会要求の受領及び当該特定個人情報(連携対 象)の提供を行う機能。 4. 既存システム接続機能 中間サーバーと既存システム、団体内統合宛 名システム及び住民基本台帳システムとの間で 情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報 (連携対象)、符号取得のための情報等につい て連携するための機能。 5. 情報提供等記録管理機能 特定個人情報(連携対象)の照会、又は提供が あった旨の情報提供等記録を生成し、管理する 機能。	事前	住民情報系システム更改に向 けた評価再実施の結果に伴う 変更のため
平成30年12月18日	I 基本情報 2.特定個人情報 を取り扱う事務において使用 するシステム システム3 ②システムの機能		6. 情報提供データベース管理機能 特定個人情報(連携対象)を副本として、保持・ 管理する機能。 7. データ送受信機能 中間サーバーと情報提供ネットワークシステム (インターフェイスシステム)との間で情報照会、 情報提供、符号取得のための情報等につい て連携するための機能。 8. セキュリティ管理機能 セキュリティを管理するための機能。 9. 職員認証・権限管理機能 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に 付与された権限に基づいた各種機能や特定個 人情報(連携対象)へのアクセス制御を行う機 能。 10. システム管理機能 処理状況の管理、業務統計情報の集計、稼働 状態の通知、保管期限切れ情報の削除を行う 機能。	事前	住民情報系システム更改に向 けた評価再実施の結果に伴う 変更のため
平成30年12月18日	I 基本情報 2.特定個人情報 を取り扱う事務において使用 するシステム システム3 ③他のシステムとの接続		[○]情報提供ネットワークシステム [○]宛名システム等	事前	住民情報系システム更改に向 けた評価再実施の結果に伴う 変更のため
平成30年12月18日	I 基本情報 2.特定個人情報 を取り扱う事務において使用 するシステム システム4 ①システムの名称		共通基盤システム(庁内連携システム)	事前	住民情報系システム更改に向 けた評価再実施の結果に伴う 変更のため
平成30年12月18日	I 基本情報 2.特定個人情報 を取り扱う事務において使用 するシステム システム4 ②システムの機能		1. 統合データベース機能 個別業務システム間で必要となる連携データを 一括管理し、個別業務システムへ提供する機 能。 2. 共通管理機能 各業務システムを利用する際に必要となる認証 やアクセス制御等の管理機能を一元化した機 能。	事前	住民情報系システム更改に向 けた評価再実施の結果に伴う 変更のため
平成30年12月18日	I 基本情報 2.特定個人情報 を取り扱う事務において使用 するシステム システム4 ③他のシステムとの接続		[○]既存住民基本台帳システム [○]宛名システム等 [○]税務システム [○]その他(健康情報システム、個別業務シ ステム)	事前	住民情報系システム更改に向 けた評価再実施の結果に伴う 変更のため
平成30年12月18日	I 基本情報 4.個人番号の利 用 法令上の根拠	番号法	番号利用法	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年12月18日	I 基本情報 5.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法	番号利用法	事後	
平成30年12月18日	I 基本情報 6.評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	森田 幹雄	所長	事後	H30.5.21の様式改正に伴い所属長氏名の記載が廃止され役職名の記載に変更されたため
平成30年12月18日	II 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ④記録される項目 主な記録項目	・業務関係情報 [○]地方税関係情報	・業務関係情報	事前	住民情報系システム更改に向けた評価再実施の結果に伴う変更のため
平成30年12月18日	II 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ④記録される項目その妥当性	<地方税関係情報> ・接種費用助成の要件確認を行うために保有		事前	住民情報系システム更改に向けた評価再実施の結果に伴う変更のため
平成30年12月18日	II 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ⑤保有開始日	平成28年1月	平成30年12月	事前	住民情報系システム更改に向けた評価再実施の結果に伴う変更のため
平成30年12月18日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ②入手方法	[○]その他(既存住民基本台帳システム、住民基本台帳ネットワークシステム、住民税システム)	[○]庁内連携システム	事前	住民情報系システム更改に向けた評価再実施の結果に伴う変更のため
平成30年12月18日	II 特定個人情報ファイルの概要4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1 ③委託先名	株式会社日立システムズ	株式会社ジーシーシー	事前	住民情報系システム更改に向けた評価再実施の結果に伴う変更のため
平成30年12月18日	II 特定個人情報ファイルの概要6. 特定個人情報の保管・消去 保管場所	<熊谷市における措置> ・情報政策課内に厳格な入退室管理を行っているセキュリティゲートを設置したサーバ内に保管。 ・サーバへのアクセスは、全庁的に管理しているID/パスワードによる認証が必要。	<熊谷市における措置> ・サーバは、入退室管理を行っているデータセンターのサーバ室に設置している。 ・入退室管理は、サーバ室への入室権限を持つ者を事前申請により限定し、サーバ室へ入退室する者が権限を有することを生体認証とICカードで確認することとしている。	事前	住民情報系システム更改に向けた評価再実施の結果に伴う変更のため
平成30年12月18日	II 特定個人情報ファイルの概要6. 特定個人情報の保管・消去 保管場所	<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・特定個人情報は、庁舎のサーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。	<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・特定個人情報は、データセンターのサーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。	事前	住民情報系システム更改に向けた評価再実施の結果に伴う変更のため
平成30年12月18日	III リスク対策 3.特定個人情報の使用 リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク リスクに対する措置の内容	・宛名機能を利用することもあるが、健康管理システムの機能以外から宛名機能を利用する場合には個人番号にアクセスできないようにアクセス制御を行っている。 ・健康管理システムには、健康管理事務に関係のない情報を保有しない。 ・健康管理システムの機能以外からは、個人番号にアクセスできないようにアクセス制御を行っている。	・団体内統合宛名システムのアクセス制御機能により、個人番号利用事務、事務取扱部署及び事務取扱担当者以外が、特定個人情報を参照できない仕組みを講じている。 ・健康情報システムには、健康管理事務に関係のない情報を保有しない。 ・健康情報システムでは、特定個人情報を参照できる機能と情報を限定しており、設定された利用権限の範囲を超えてアクセスができないように制御を行っている。	事前	住民情報系システム更改に向けた評価再実施の結果に伴う変更のため
平成30年12月18日	III リスク対策 3.特定個人情報の使用 リスク2: 権限のない者によって不正に使用されるリスク 具体的な管理方法	・健康管理システムへのアクセスにおいて、ユーザID/パスワードによる認証を実施し、ユーザIDにより利用権限を付しているため、権限のない機能は利用できない。	・健康情報システムへのアクセスにおいて、識別情報(ユーザID/パスワードと生体)による2因子認証を実施している。また認証後は認可機能により、そのユーザが利用できる機能を制限することで、不正利用が行えないよう対策している。	事前	住民情報系システム更改に向けた評価再実施の結果に伴う変更のため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年12月18日	Ⅲ リスク対策 3.特定個人情報の使用 リスク2: 権限のない者によって不正に使用されるリスク その他の措置の内容	健康管理システム	健康情報システム	事前	住民情報系システム更改に向けた評価再実施の結果に伴う変更のため
平成30年12月18日	Ⅲ リスク対策 6.情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク1: 目的外の入手が行われるリスク リスクに対する措置の内容	健康管理システム	健康情報システム	事前	住民情報系システム更改に向けた評価再実施の結果に伴う変更のため
平成30年12月18日	Ⅲ リスク対策 6.情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク1: 目的外の入手が行われるリスク リスクに対する措置の内容	番号法	番号利用法	事後	
平成30年12月18日	Ⅲ リスク対策 6.情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク2: 不正な提供が行われるリスク リスクに対する措置の内容	健康管理システム	健康情報システム	事前	住民情報系システム更改に向けた評価再実施の結果に伴う変更のため
平成30年12月18日	Ⅲ リスク対策 6.情報提供ネットワークシステムとの接続 情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置	健康管理システム	健康情報システム	事前	住民情報系システム更改に向けた評価再実施の結果に伴う変更のため
平成30年12月18日	Ⅲ リスク対策 6.情報提供ネットワークシステムとの接続 情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置	◆安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク <中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ・中間サーバーは、特定個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみ実施できるよう設計されるため、安全性が担保されている。	◆安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク <中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ・中間サーバーは、個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみ実施できるよう設計されるため、安全性が担保されている。	事前	住民情報系システム更改に向けた評価再実施の結果に伴う変更のため
平成30年12月18日	Ⅲ リスク対策 6.情報提供ネットワークシステムとの接続 情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置	◆不適切な方法で提供されるリスク ・中間サーバー—国民健康保険税(料)システム間は、データセンタ内のサーバ間通信に限定しており、他の経路で提供できない。 ・健康管理システムは、ID/パスワードに認証を行い、限られた職員のみ操作可能である。	◆不適切な方法で提供されるリスク ・中間サーバー—健康情報システム間は、データセンタ内のサーバ間通信に限定しており、他の経路で提供できない。 ・健康情報システムは、ID/パスワードと生体による2因子認証を行い、限られた職員のみ操作可能である。	事前	住民情報系システム更改に向けた評価再実施の結果に伴う変更のため
平成30年12月18日	Ⅲ リスク対策 7.特定個人情報の保管・消去 リスク: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク その他の措置の内容	・物理的対策 <熊谷市における措置> : 特定個人情報を扱う職員が離席する際には、特定個人情報を記した書類は机上に放置せず、キャビネットに施錠保管している。 : 特定個人情報を保管したPCは、セキュリティイヤーにより盗難防止を行い、特定個人情報を扱う職員が離席する際には、パスワード付きスクリーンセーバーを利用している。 : 特定個人情報を保管した媒体の運用ルールを定め、遵守している。 : 特定個人情報を保管するサーバは定期保守を実施することで情報の毀損等への対策を図り、定期保守を実施する際には、事業者による漏えい等を防ぐため、秘密保持契約や情報を消去した状態での実施等の対策を実施している。	◆物理的対策 <熊谷市における措置> ・特定個人情報を保有するサーバが設置された専用の部屋への入室はICカードと生体による2因子認証で管理されている。 ・特定個人情報を保有するサーバが設置された部屋には監視カメラ等が設置されている。 ・特定個人情報を保有するサーバが設置されたラックは施錠管理されている。 ・特定個人情報を保有するサーバは定期的に保守点検を実施することで情報の毀損等への対策を図っている。 ・特定個人情報を含む電子データを定期的に電子媒体に保存し、入退室管理された専用の保管場所に保管している。	事前	住民情報系システム更改に向けた評価再実施の結果に伴う変更のため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年12月18日	Ⅲ リスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク  その他の措置の内容	・技術的対策 ＜熊谷市における措置＞ : ウィルスメール/スパムメール対策システムを導入している。 : 定期的に当該ファイルの改ざんの有無を検査している。 : 外部ネットワークから受信したファイルは、インターネットのゲートウェイにおいてコンピュータウイルス等の不正プログラムのチェックを行い、不正プログラムのシステムへの侵入を防止している。 : 侵入検知システム(IDS)を設置し、外部からの攻撃や改ざんへの措置を講じている。 : 必要に応じ他のネットワーク及び情報システムと物理的に分離する措置を講じている。 : 職員等が使用しているパソコン等の端末からの庁内のサーバ等に対する攻撃や外部のサイトに対する攻撃を監視している。	◆技術的対策 ＜熊谷市における措置＞ ・情報漏えい等の防止のため、特定個人情報を保有するサーバをインターネット等の外部ネットワークから隔離されたネットワーク上に設置している。 ・盗聴による情報漏えい等の防止のため特定個人情報を保有するサーバとの通信を暗号化している。 ・内部の部品が2重化された高可用性の外部記憶装置(ストレージ)に特定個人情報を保存することで情報の毀損等への対策を図っている。 ・ネットワークを通じて悪意の第三者が侵入しないよう、ファイアウォールを設置している。	事前	住民情報系システム更改に向けた評価再実施の結果に伴う変更のため
平成30年12月18日	(別添1)ファイル記録項目 (1) 予防接種ファイル	「(別添1)ファイル記録項目の新旧比較(予防接種・重点)_201812.pdf」の「変更前」欄に記載のとおり	「(別添1)ファイル記録項目の新旧比較(予防接種・重点)_201812.pdf」の「変更後」欄に記載のとおり	事前	住民情報系システム更改に向けた評価再実施の結果に伴う変更のため
平成30年12月18日	I 基本情報 5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号利用法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二の17  (別表第二における情報提供の根拠) : 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「予防接種法による予防接種の実施に関する情報であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(16-2の項)  (別表第二における情報照会の根拠) : 第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「予防接種法による予防接種の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(16-2の項) : 第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「予防接種法による予防接種による給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(17の項) : 第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「予防接種法による給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(18の項) : 第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「予防接種法による給付(同法第十五条第一項の障害に係るものに限る。)の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(19の項)	1. 番号利用法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二  (別表第二における情報提供の根拠) : 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「予防接種法による予防接種の実施に関する情報であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(16-2の項) : 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「予防接種法による予防接種の実施に関する情報であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(16-3の項)  (別表第二における情報照会の根拠) : 第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「予防接種法による予防接種の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(16-2の項) : 第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「予防接種法による給付(同法第十五条第一項の疾病に係るものに限る。)の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(17の項) : 第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「予防接種法による給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(18の項) : 第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「予防接種法による給付(同法第十五条第一項の障害に係るものに限る。)の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(19の項)	事後	
平成30年12月18日	I 基本情報 5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	同上	2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(別表第二省令)(平成26年内閣府・総務省令第7号)  (別表第二主務省令における情報提供の根拠) ・別表第二省令第12条の2、第12条の2の2 (※別表第二の16の2の項、16の3の項)  (別表第二主務省令における情報照会の根拠) ・別表第二省令第12条の2、第12条の3、第13条、第13条の2 (※別表第二の16の2の項、17の項、18の項、19の項)	事後	
平成30年12月18日	V 評価実施手続 1. 基礎項目評価①実施日	平成30年5月10日	平成30年10月12日	事前	住民情報系システム更改に向けた評価再実施の結果に伴う変更のため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年12月18日	I 基本情報 2. 特定個人情報を取り扱う事務において使用するシステム システム1 ②システムの機能	1. 成人健診 :基本・特定健診等のデータ取り込み、各検診結果の登録・編集、成人健診結果照会、特定健診結果の編集を行う。 2. 母子保健 :妊娠届出内容、母子手帳の情報を入力し、妊婦健診受診券の発行、指定された妊婦届出内容及び、母子手帳の情報から妊婦健診受診券の発行を行う。 :個人ごとに妊婦届出の単位で妊婦健診結果の登録を行う。 :住民異動日、生年月日等の条件から出生児等を検索し、出生情報、母親情報の編集を行う。 :保護者、父親、母親、祖父、祖母の情報の管理を行う。 :乳幼児歯科健診結果の情報の管理を行う。 :低体重児(出生時体重2,500g未満)の届出の登録と未熟児、新生児、乳幼児及び妊産婦情報の編集を行う。 :乳幼児健康診査の通知及び未受診のかたへの勧奨通知の出力を行う。 :養育医療の給付及び養育医療に要する費用の支給又は費用の徴収に関する登録を行う。	予防接種 ・医療機関から送付された予診票を基に予防接種の接種実績の登録を行う。 ・接種種別、接種区分、宛名番号、生年月日、性別、LotNo、接種量、接種医療機関、接種年月日、請求月、実施場所、予診区分、予診医療機関、予診医師、接種医師、ワクチン会社等の管理を行う。 ・個人毎の予防接種の実績情報、接種可能範囲等の参照を行う。 ・指定した検索条件に該当した住民情報の表示とファイル出力を行う。	事前	住民情報系システム更改に向けた評価再実施の結果に伴う変更のため
平成30年12月18日	同上	3. 予防接種 :医療機関から送付された予診票を元に予防接種の接種実績の登録を行う。 :接種料金、予診料金、接種量の管理を行う。 :個人ごとの予防接種の実績情報、接種可能範囲、除外情報等の参照を行う。 4. 訪問・相談・教室 :基本・特定健診、がん健診、妊婦届出、妊婦健診、出生、歳児別健診の各情報から追加対象者として登録した方の指導状況の管理を行う。 :実施する特定保健指導のコースを作成し管理を行う。 :特定健診の実施日を範囲で指定して、特定指導対象者を検索し、指導対象者として登録を行う。 :特定保健指導の対象者を検索し、初回面接日、指導コースの設定を行う。 :国保連合会に送信するための指導実績ファイル、利用券整理番号情報を作成する。 5. 統計・分析 :任意に条件を指定して該当者の抽出を行い、指定した検索条件に該当した住民情報の表示とファイル出力を行う。	同上	事前	住民情報系システム更改に向けた評価再実施の結果に伴う変更のため
平成30年12月18日	II 特定個人情報ファイルの概要 1. 予防接種ファイル 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑥使用開始日	平成28年1月1日	平成30年12月1日	事前	住民情報系システム更改に向けた評価再実施の結果に伴う変更のため
平成31年4月1日	I 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容	健康情報	予防接種法	事後	
平成31年4月1日	V 評価実施手続 1. 基礎項目評価 ①実施日	平成30年10月12日	平成31年4月1日	事後	
令和2年4月1日	V 評価実施手続 1. 基礎項目評価 ①実施日	平成31年4月1日	令和2年4月1日	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年4月1日	V 評価実施手続 1. 基礎項目評価 ①実施日	令和2年4月1日	令和3年4月1日	事後	
令和3年5月10日	I 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容	熊谷市は、予防接種法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号利用法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。  予防接種法に基づき、定期予防接種である乳幼児の結核予防接種、麻しん・風しん混合予防接種等、予診票の発行を行う。乳幼児・児童・生徒の定期予防接種については原則全額公費負担のため自己負担金は発生しない。高齢者等インフルエンザ、高齢者等肺炎球菌予防接種については自己負担金が発生する。(生活保護受給者は費用免除) また、予防接種による健康被害の迅速な救済を図る。  番号利用法別表第二に基づいて、熊谷市は、予防接種法に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。情報提供に必要な情報を「副本」として中間サーバーへ登録する。	熊谷市は、予防接種法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号利用法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。  予防接種法に基づき、定期予防接種である乳幼児の結核予防接種、麻しん・風しん混合予防接種等、予診票の発行を行う。乳幼児・児童・生徒の定期予防接種については原則全額公費負担のため自己負担金は発生しない。高齢者等インフルエンザ、高齢者等肺炎球菌予防接種については自己負担金が発生する。(生活保護受給者は費用免除) また、予防接種による健康被害の迅速な救済を図る。  番号利用法別表第二に基づいて、熊谷市は、予防接種法に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。情報提供に必要な情報を「副本」として中間サーバーへ登録する。  新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務 ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。	事後	
令和3年5月10日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム5 ①システムの名称		ワクチン接種記録システム(VRS)	事後	
令和3年5月10日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム5 ②システムの機能		1. ワクチン接種記録システムへの接種対象者 2. 接種券発行登録 3. 接種記録の管理・転出/死亡時等のフラグ設定 4. 他市区町村への接種記録の照会・提供	事後	
令和3年5月10日	I 基本情報 4. 個人番号の利用法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号利用法)(平成25年5月31日法律第27号) ・番号利用法第9条第1項 別表第一の10の項  2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(別表第一省令) (平成26年内閣府・総務省令第5号) ・別表第一省令第10条	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号利用法)(平成25年5月31日法律第27号) ・番号利用法第9条第1項 別表第一の10の項  2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(別表第一省令) (平成26年内閣府・総務省令第5号) ・別表第一省令第10条  3. 番号利用法第19条第15号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ)  4. 番号利用法第19条第5号(委託先への提供)	事後	
令和3年5月10日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ②入手方法	[○]その他(住民基本台帳ネットワークシステム)	[○]その他(住民基本台帳ネットワークシステム、ワクチン接種記録システム(VRS))	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年5月10日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑤使用方法	・予防接種の実施、予防接種に関する記録の作成等に使用する。	・予防接種の実施、予防接種に関する記録の作成等に使用する。 ＜新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務＞ ・当市区町村への転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会するために特定個人情報を使用する。 ・当市区町村からの転出者について、転出先市区町村へ当市区町村での接種記録を提供するために特定個人情報を使用する。	事後	
令和3年5月10日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑤使用方法 情報の突合	・住民からの費用助成申請書等の内容と地方税関係情報を突合する。	・住民からの費用助成申請書等の内容と地方税関係情報を突合する。 ＜新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務＞ 当市区町村からの転出者について、当市区町村での接種記録を転出先市区町村に提供するために、転出先市区町村から個人番号を入手し、当市区町村の接種記録と突合する。 (転出先市区町村にて、本人から個人番号の提供に関して同意が得られた場合のみ当処理を行う)	事後	
令和3年5月10日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱 委託事項2		新型コロナウイルスワクチン接種事業	事後	
令和3年5月10日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱 委託事項2 ①委託内容		新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム(VRS)を用いた特定個人情報ファイルの管理等	事後	
令和3年5月10日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱 委託事項2 ②委託先における取扱者数		10人以上50人未満	事後	
令和3年5月10日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱 委託事項2 ③委託先名		株式会社ミラボ	事後	
令和3年5月10日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱 委託事項2 ④再委託の有無		再委託しない	事後	
令和3年5月10日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供・移転の有無	[○]行っていない	[○]提供を行っている	事後	



変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年5月10日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先1		市町村長	事後	
令和3年5月10日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)①法令上の根拠		番号利用法 第19条第15号	事後	
令和3年5月10日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)②提供先における用途		新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務	事後	
令和3年5月10日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)③提供する情報		市区町村コード及び転入者の個人番号(本人からの同意が得られた場合のみ)	事後	
令和3年5月10日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)④提供する情報の対象となる本人の数		10万人以上100万人未満	事後	
令和3年5月10日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)⑤提供する情報の対象となる本人の範囲		当該市町村の区域内に居住する予防接種の対象となる者	事後	
令和3年5月10日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)⑥提供方法		[○]その他(ワクチン接種記録システム(VRS))	事後	
令和3年5月10日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)⑦時期・頻度		当市区町村への転入者について、転出元市区町村へ接種記録の照会を行う必要性が生じた都度	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年5月10日	II 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去 保管場所	<p>&lt;熊谷市における措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・サーバーは、入退室管理を行っているデータセンターのサーバー室に設置している。</li> <li>・入退室管理は、サーバー室への入室権限を持つ者を事前申請により限定し、サーバー室へ入退室する者が権限を有することを生体認証とICカードで確認することとしている。</li> </ul> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を厳重に管理する。</li> <li>・特定個人情報は、データセンターのサーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。</li> </ul>	<p>&lt;熊谷市における措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・サーバーは、入退室管理を行っているデータセンターのサーバー室に設置している。</li> <li>・入退室管理は、サーバー室への入室権限を持つ者を事前申請により限定し、サーバー室へ入退室する者が権限を有することを生体認証とICカードで確認することとしている。</li> </ul> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を厳重に管理する。</li> <li>・特定個人情報は、データセンターのサーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。</li> </ul> <p>(下段に続く)</p>	事後	
令和3年5月10日	同上	同上	<p>(上段からの続き)</p> <p>&lt;ワクチン接種記録システムにおける追加措置&gt;</p> <p>ワクチン接種記録システムは、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティの国際規格を取得している。クラウドサービスを利用している。なお、以下のとおりのセキュリティ対策を講じている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・論理的に区分された当市区町村の領域にデータを保管する。</li> <li>・当該領域のデータは、暗号化処理をする。</li> <li>・個人番号が含まれる領域はインターネットからアクセスできないように制御している。</li> <li>・国、都道府県からは特定個人情報にアクセスできないように制御している。</li> <li>・日本国内にデータセンターが存在するクラウドサービスを利用している。</li> </ul>	事後	
令和3年5月10日	II 特定個人情報ファイルの概要 7. 備考		<p>&lt;ワクチン接種記録システムにおける追加措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自機関の領域に保管されたデータのみ、ワクチン接種記録システムを用いて消去することができる。</li> <li>・自機関の領域に保管されたデータは、他機関から消去できない。</li> </ul> <p>※クラウドサービスは、IaaSを利用し、クラウドサービス事業者からはデータにアクセスできないため、消去することができない。</p>	事後	
令和3年5月10日	(別添1)特定個人情報ファイル記録項目	<p>1. 予防接種ファイル</p> <p>【識別情報】 1.個人番号,2.宛名番号</p> <p>【連絡先情報】 1.氏名,2.生年月日,3.性別,4.住所,5.電話番号,6.世帯番号,7.続柄,8.世帯主氏名</p> <p>【業務関係情報】 1.接種種別,2.接種区分,3.宛名番号,4.生年月日,5.性別,6..Lot No,7.接種量,8.接種_医療機関id,9.接種年月日,10.請求月,11.実施場所id,12.予診区分,13.予診_医療機関id,14.予診_医師id,15.接種_医師id,16.合併前市町村,17.ワクチン会社,18.二混合区分,19.初回ワクチン区分,20.ツベルクリン判定,21.ツベルクリン判定(大きさ:縦),22.ツベルクリン判定(大きさ:横),23.ツベルクリン判定(状態),24.エラーコード,25.備考</p>	<p>1. 予防接種ファイル</p> <p>【識別情報】 1.個人番号,2.宛名番号</p> <p>【連絡先情報】 1.氏名,2.生年月日,3.性別,4.住所,5.電話番号,6.世帯番号,7.続柄,8.世帯主氏名</p> <p>【業務関係情報】 1.接種種別,2.接種区分,3.宛名番号,4.生年月日,5.性別,6..Lot No,7.接種量,8.接種_医療機関id,9.接種年月日,10.請求月,11.実施場所id,12.予診区分,13.予診_医療機関id,14.予診_医師id,15.接種_医師id,16.合併前市町村,17.ワクチン会社,18.二混合区分,19.初回ワクチン区分,20.ツベルクリン判定,21.ツベルクリン判定(大きさ:縦),22.ツベルクリン判定(大きさ:横),23.ツベルクリン判定(状態),24.エラーコード,25.備考</p> <p>2. 新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種に関する記録項目 1.個人番号,2.宛名番号,3.自治体コード,4.接種券番号,5.属性情報(氏名,生年月日,性別),6.接種状況(実施/未実施),7.接種回(1回目/2回目),8.接種日,9.ワクチンメーカー,10.ロット番号</p>	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年5月10日	Ⅲ リスク対策 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) リスク: 目的外の入手が行われるリスク リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住基情報の入手については、既存住民基本台帳システムに登録した情報を庁内連携機能で取得するため、対象候補となりうる住民以外の情報を入手することはない。</li> <li>・住民からの申告・申請情報の入手については、本人確認や個人番号の真正性確認を実施している。</li> <li>・市町村CSからの住登外情報については、職員2名以上でダブルチェックを行って対象者を確定した上で情報を入手している。</li> <li>・庁内連携機能からの各種照会情報の入手については、個人単位の操作ログを取得し追跡可能な形式で管理しており、対象者以外の情報の入手の抑止を図っている。証跡については完全性を担保し、容易に改ざんできない対策を施している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住基情報の入手については、既存住民基本台帳システムに登録した情報を庁内連携機能で取得するため、対象候補となりうる住民以外の情報を入手することはない。</li> <li>・住民からの申告・申請情報の入手については、本人確認や個人番号の真正性確認を実施している。</li> <li>・市町村CSからの住登外情報については、職員2名以上でダブルチェックを行って対象者を確定した上で情報を入手している。</li> <li>・庁内連携機能からの各種照会情報の入手については、個人単位の操作ログを取得し追跡可能な形式で管理しており、対象者以外の情報の入手の抑止を図っている。証跡については完全性を担保し、容易に改ざんできない対策を施している。</li> </ul> <p>＜新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置＞</p> <p>①転入者本人からの個人番号の入手 当市区町村の転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会するために、個人番号を入手する際は、新接種券発行申請書兼接種記録確認同意書等により本人同意を取得し、さらに、番号法第16条に基づき、本人確認書類を確認することで、対象者以外の情報の入手を防止する。</p> <p>②転出先市区町村からの個人番号の入手 当市区町村からの転出者について、当市区町村での接種記録を転出先市区町村へ提供するため、転出先市区町村から個人番号を入手するが、その際は、転出先市区町村において、本人同意及び本人確認が行われた情報だけをワクチン接種記録システムを通じて入手する。</p>	事後	
令和3年5月10日	Ⅲ リスク対策 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) リスク: 目的外の入手が行われるリスク 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	<p>＜不適切な方法で入手が行われるリスクに対する措置＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・庁内連携機能からの住基情報の入手については、入退室管理をしているデータセンタ内のサーバ間通信に限定することで、詐取・奪取が行われないようにしている。</li> <li>・庁内連携機能からの各種照会情報の入手については、アクセス権を有しない職員のなりすましによる入手への対策を施している。また、当該情報に接続可能なシステム及び端末を予め登録し、許可された機器に限定した入手方法とすることで、対象外の機器からの入手が行われないようにしている。</li> </ul> <p>＜入手した特定個人情報が不正確であるリスクに対する措置＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・入手した情報については、窓口での聞き取りや本人確認書類との照合等を通じて確認することで正確性を確保している。</li> <li>・職員にて収集した情報に基づいて、間違いがあれば職権で適宜修正することで正確性を確保している。</li> </ul> <p>＜入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスクに対する措置＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・庁内連携機能からの住基情報、各種照会情報の入手については、サーバ間通信を限定することで漏えい・紛失を防止している。</li> </ul>	<p>＜不適切な方法で入手が行われるリスクに対する措置＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・庁内連携機能からの住基情報の入手については、入退室管理をしているデータセンタ内のサーバ間通信に限定することで、詐取・奪取が行われないようにしている。</li> <li>・庁内連携機能からの各種照会情報の入手については、アクセス権を有しない職員のなりすましによる入手への対策を施している。また、当該情報に接続可能なシステム及び端末を予め登録し、許可された機器に限定した入手方法とすることで、対象外の機器からの入手が行われないようにしている。</li> </ul> <p>＜入手した特定個人情報が不正確であるリスクに対する措置＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・入手した情報については、窓口での聞き取りや本人確認書類との照合等を通じて確認することで正確性を確保している。</li> <li>・職員にて収集した情報に基づいて、間違いがあれば職権で適宜修正することで正確性を確保している。</li> </ul> <p>＜入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスクに対する措置＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・庁内連携機能からの住基情報、各種照会情報の入手については、サーバ間通信を限定することで漏えい・紛失を防止している。</li> </ul>	事後	
令和3年5月10日	同上	同上	<p>(上段からの続き)</p> <p>＜ワクチン接種記録システムにおける追加措置＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・入手した特定個人情報については、限定された端末を利用して国から配布されたユーザIDを使用し、ログインした場合だけ、アクセスできるように制御している。</li> <li>・ワクチン接種記録システムのデータベースは、市区町村ごとに論理的に区分されており、他市区町村の領域からは、特定個人情報の入手ができないようにアクセス制御している。</li> <li>・入手する特定個人情報については、情報漏えいを防止するために、暗号化された通信回線を使用する。</li> </ul>	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年5月10日	Ⅲ リスク対策 3. 特定個人情報の使用 リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・団体内統合宛名システムのアクセス制御機能により、個人番号利用事務、事務取扱部署及び事務取扱担当者以外が、特定個人情報を参照できない仕組みを講じている。</li> <li>・健康情報システムには、健康管理事務に関係のない情報を保有しない。</li> <li>・健康情報システムでは、特定個人情報を参照できる機能と情報を限定しており、設定された利用権限の範囲を超えてアクセスができないように制御を行っている。</li> <li>・特定個人情報を使用できる事務については、業務マニュアルに記載し、定期的に職員研修を実施している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・団体内統合宛名システムのアクセス制御機能により、個人番号利用事務、事務取扱部署及び事務取扱担当者以外が、特定個人情報を参照できない仕組みを講じている。</li> <li>・健康情報システムには、健康管理事務に関係のない情報を保有しない。</li> <li>・健康情報システムでは、特定個人情報を参照できる機能と情報を限定しており、設定された利用権限の範囲を超えてアクセスができないように制御を行っている。</li> <li>・特定個人情報を使用できる事務については、業務マニュアルに記載し、定期的に職員研修を実施している。</li> </ul> <p>&lt;ワクチン接種記録システムにおける追加措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・接種会場等では、接種券番号の読取端末(タブレット端末)からインターネット経由でワクチン接種記録システムに接続できるが、個人番号にはアクセスできないように制御している。</li> </ul>	事後	
令和3年5月10日	Ⅲ リスク対策 3. 特定個人情報の使用 リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク ユーザ認証の管理 具体的な管理方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・健康情報システムへのアクセスにおいて、識別情報(ユーザID/パスワードと生体)による2因子認証を実施している。また認証後は認可機能により、そのユーザが利用できる機能を制限することで、不正利用が行えないよう対策している。</li> <li>・パスワードには、有効期限の設定、同一又は類似パスワード再利用制限、最低文字数の設定等を行っている。</li> <li>・ユーザID/パスワードの管理者は必要最小限とし、漏えい等が発生しないように厳重に管理している。</li> <li>・ユーザID/パスワードを複数人で共有することを禁止している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・健康情報システムへのアクセスにおいて、識別情報(ユーザID/パスワードと生体)による2因子認証を実施している。また認証後は認可機能により、そのユーザが利用できる機能を制限することで、不正利用が行えないよう対策している。</li> <li>・パスワードには、有効期限の設定、同一又は類似パスワード再利用制限、最低文字数の設定等を行っている。</li> <li>・ユーザID/パスワードの管理者は必要最小限とし、漏えい等が発生しないように厳重に管理している。</li> <li>・ユーザID/パスワードを複数人で共有することを禁止している。</li> </ul> <p>&lt;ワクチン接種記録システムにおける追加措置&gt;</p> <p>権限のない者によって不正に使用されないよう、以下の対策を講じている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ワクチン接種記録システムにおける特定個人情報へのアクセスは、LG-WAN端末による操作に限り可能になるように制御している。</li> <li>・LG-WAN端末は、限定された者しかログインできる権限を保持しない。</li> <li>・ワクチン接種記録システムにおけるログイン認証は、ユーザID/パスワードにて行う。</li> <li>・ワクチン接種記録システムへのログイン用のユーザIDは、国に対してユーザ登録を事前申請した者に限定して発行される。</li> </ul>	事後	
令和3年5月10日	Ⅲ リスク対策 3. 特定個人情報の使用 その他の措置の内容	<p>&lt;アクセス権限の発効・失効の管理&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・識別情報(職員カード、ユーザID/パスワード)の発行・更新・廃棄は、人事異動や退職時など、あらかじめ定められたルールに基づいて随時行っている。</li> <li>・健康情報システムにアクセスする職員へのアクセス権限は定期的に見直しを行い、適切な者のみがアクセスできるようにしている。</li> </ul> <p>&lt;アクセス権限の管理&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ユーザID/パスワードの管理者は必要最小限とし、漏えい等が発生しないように厳重に管理している。</li> <li>・ユーザIDについては、セキュリティ責任者が定期的にチェックを行い、不要なIDが残存しないようにしている。また、利用期間が明確になったものについては、ユーザIDに有効期限を設定し、期限到来により自動的に失効するようにしている。</li> </ul> <p>&lt;特定個人情報の使用の記録&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ユーザIDとともに、健康情報システムへのアクセス、操作(登録、更新、印刷、外部媒体への出力等)のアクセス記録をログとして保管している。</li> <li>・上記アクセス記録について、確認が必要となった場合には即座に確認できる仕組みを準備しており、また、異常アクセス(休業日や業務時間外のアクセス、ログインエラー等)については定期的にチェックを行っている。</li> </ul>	<p>&lt;アクセス権限の発効・失効の管理&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・識別情報(職員カード、ユーザID/パスワード)の発行・更新・廃棄は、人事異動や退職時など、あらかじめ定められたルールに基づいて随時行っている。</li> <li>・健康情報システムにアクセスする職員へのアクセス権限は定期的に見直しを行い、適切な者のみがアクセスできるようにしている。</li> </ul> <p>&lt;アクセス権限の管理&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ユーザID/パスワードの管理者は必要最小限とし、漏えい等が発生しないように厳重に管理している。</li> <li>・ユーザIDについては、セキュリティ責任者が定期的にチェックを行い、不要なIDが残存しないようにしている。また、利用期間が明確になったものについては、ユーザIDに有効期限を設定し、期限到来により自動的に失効するようにしている。</li> </ul> <p>&lt;特定個人情報の使用の記録&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ユーザIDとともに、健康情報システムへのアクセス、操作(登録、更新、印刷、外部媒体への出力等)のアクセス記録をログとして保管している。</li> <li>・上記アクセス記録について、確認が必要となった場合には即座に確認できる仕組みを準備しており、また、異常アクセス(休業日や業務時間外のアクセス、ログインエラー等)については定期的にチェックを行っている。</li> </ul> <p>(下段に続く)</p>	事後	
令和3年5月10日	同上	同上	<p>(上段からの続き)</p> <p>&lt;ワクチン接種記録システムにおける追加措置&gt;</p> <p>システム上の操作のログを取得しており、操作ログを確認できる。</p>	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年5月10日	Ⅲ リスク対策 3. 特定個人情報の使用 特定個人情報の使用における その他のリスク及びそのリスク に対する措置	<p>&lt;従業者が事務外で使用するリスクに対する措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・外部媒体へのデータのコピーや印刷を制御することで、許可なく持ち出せないようにしている。</li> <li>・各種ログを取得しているため、業務外利用をした場合には特定可能であることを職員に周知し、事務外の利用を抑止している。</li> </ul> <p>(下段に続く)</p>	<p>&lt;従業者が事務外で使用するリスクに対する措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・外部媒体へのデータのコピーや印刷を制御することで、許可なく持ち出せないようにしている。</li> <li>・各種ログを取得しているため、業務外利用をした場合には特定可能であることを職員に周知し、事務外の利用を抑止している。</li> </ul> <p>&lt;特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスクに対する措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・バックアップファイルの取得は入退室管理をしているデータセンタでの作業に限定され、また、バックアップファイルの持ち出しはセキュリティ責任者による承認を必須としている。</li> <li>・特定個人情報ファイルの外部媒体への出力は、特定のアクセス権限を持ったユーザのみが、特定の端末及び特定の記録媒体への書き出しのみに限定している。</li> <li>・特定個人情報を記録した紙媒体、DVD等の外部記録媒体は施錠保管し、鍵は管理者が厳重に管理している。また、持出し・持込みのルールを定め、遵守している。</li> <li>・保管期間が経過した特定個人情報を記録した媒体は、復元不可能な状態で確実に消去・廃棄している。</li> <li>・機器を廃棄もしくはリース返却する場合、機器内部の記憶装置からすべての情報を消去し、復元不可能な状態にする措置を講じている。</li> </ul> <p>(下段に続く)</p>	事後	
令和3年5月10日	同上	<p>(上段からの続き)</p> <p>&lt;特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスクに対する措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・バックアップファイルの取得は入退室管理をしているデータセンタでの作業に限定され、また、バックアップファイルの持ち出しはセキュリティ責任者による承認を必須としている。</li> <li>・特定個人情報ファイルの外部媒体への出力は、特定のアクセス権限を持ったユーザのみが、特定の端末及び特定の記録媒体への書き出しのみに限定している。</li> <li>・特定個人情報を記録した紙媒体、DVD等の外部記録媒体は施錠保管し、鍵は管理者が厳重に管理している。また、持出し・持込みのルールを定め、遵守している。</li> <li>・保管期間が経過した特定個人情報を記録した媒体は、復元不可能な状態で確実に消去・廃棄している。</li> <li>・機器を廃棄もしくはリース返却する場合、機器内部の記憶装置からすべての情報を消去し、復元不可能な状態にする措置を講じている。</li> <li>・庁内の端末の持ち出しは、業務上どうしても必要な場合、情報セキュリティ管理者の許可を得て記録をとることとしている。</li> <li>・職員(非常勤、臨時職員含む)が特定個人情報を取り扱う作業を行う場合は、インターネットへの接続、電子メールの使用、外部記録媒体への出力が不可能な端末によって行っている。</li> </ul>	<p>(上段からの続き)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・庁内の端末の持ち出しは、業務上どうしても必要な場合、情報セキュリティ管理者の許可を得て記録をとることとしている。</li> <li>・職員(非常勤、臨時職員含む)が特定個人情報を取り扱う作業を行う場合は、インターネットへの接続、電子メールの使用、外部記録媒体への出力が不可能な端末によって行っている。</li> </ul> <p>&lt;新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置&gt;</p> <p>①住民基本台帳システムや予防接種台帳システムから特定個人情報を抽出したCSVファイルをワクチン接種記録システムへ登録する際には、以下のようにしている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・作業を行う職員及び端末を必要最小限に限定する。</li> <li>・作業に用いる電子記録媒体については、不正な複製、持ち出し等を防止するために、許可された専用の外部記録媒体を使用する。また、媒体管理簿等に使用の記録を記載する等、利用履歴を残す。</li> <li>・作業に用いる電子記録媒体の取扱いについては、承認を行い、当該承認の記録を残す。</li> <li>・電子記録媒体に格納するデータについては、暗号化やパスワード設定を行う。</li> <li>・電子記録媒体による作業を終了したら、内部のデータを確実に消去する。管理簿に消去の記録を記載する等、消去履歴を残す。</li> </ul> <p>(下段に続く)</p>	事後	
令和3年5月10日	同上	同上	<p>(上段からの続き)</p> <p>②特定個人情報を使用する場面を、必要最小限に限定している。具体的には以下の2つの場面に限定している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・当市区町村の転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会するために、転入者本人から個人番号の提供の同意が得られた場合のみ入手し、使用する。</li> <li>・当市区町村からの転出者について、当市区町村での接種記録を転出先市区町村へ提供するために個人番号を入手し、使用する。</li> </ul> <p>③ワクチン接種記録システムからCSVファイルにてダウンロードする接種記録データには、個人番号が含まれない。</p>	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年5月10日	Ⅲ リスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 リスク: 委託先における不正な使用等のリスク 委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定 既定の内容	・情報システムの運用、保守等を外部委託する場合には、委託事業者との間に必要に応じて次の情報セキュリティ要件を明記した契約を締結している。 ・情報セキュリティポリシー及び情報セキュリティ実施手順の遵守 ・委託先の責任者、委託内容、作業員、作業場所の特定 ・提供されるサービスレベルの保証 ・従業員に対する教育の実施 ・提供された情報の目的外利用及び受託者以外の者への提供の禁止 ・業務上知り得た情報の守秘義務 ・再委託に関する制限事項の遵守 ・委託業務終了時の情報資産の返還、廃棄等 ・委託業務の定期報告及び緊急時報告義務 ・情報セキュリティポリシーが遵守されなかった場合の規定(損害賠償等) ・市による監査、検査	情報システムの運用、保守等を外部委託する場合には、委託事業者との間に必要に応じて次の情報セキュリティ要件を明記した契約を締結している。 ・情報セキュリティポリシー及び情報セキュリティ実施手順の遵守 ・委託先の責任者、委託内容、作業員、作業場所の特定 ・提供されるサービスレベルの保証 ・従業員に対する教育の実施 ・提供された情報の目的外利用及び受託者以外の者への提供の禁止 ・業務上知り得た情報の守秘義務 ・再委託に関する制限事項の遵守 ・委託業務終了時の情報資産の返還、廃棄等 ・委託業務の定期報告及び緊急時報告義務 ・情報セキュリティポリシーが遵守されなかった場合の規定(損害賠償等) ・市による監査、検査	事後	
令和3年5月10日	Ⅲ リスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 リスク: 委託先における不正な使用等のリスク その他の措置の内容	-	<新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置> 当市区町村、国、当該システムの運用保守事業者の三者の関係を規定した「ワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項(規約)」に同意することにより、当該確認事項に基づき、ワクチン接種記録システム(VRS)に係る特定個人情報の取扱いを当該システムの運用保守事業者に委託することとする。なお、次の内容については、当該確認事項に規定されている。 ・ 特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限 ・ 特定個人情報ファイルの取扱いの記録 ・ 特定個人情報の提供ルール/消去ルール ・ 委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定 ・ 再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保	事後	
令和3年5月10日	Ⅲ リスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) リスク: 不正な提供・移転が行われるリスク その他の措置の内容	・端末から電子媒体への出力は特定の端末に限定しており、出力時の操作ログを取得している。	・端末から電子媒体への出力は特定の端末に限定しており、出力時の操作ログを取得している。  <ワクチン接種記録システムにおける追加措置> ワクチン接種記録システムでは、他市区町村への提供の記録を取得しており、委託業者から「情報提供等の記録」を入手し、記録の確認をすることができる。	事後	
令和3年5月10日	Ⅲ リスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) リスク: 不正な提供・移転が行われるリスク 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) システムを通じた提供を除く。) 及びそのリスクに対する措置	<不適切な方法で提供・移転が行われるリスクに対する措置> ・他自治体への提供については、あらかじめ定められた方法でのみ行っており、また、複数職員による確認を行っている。 ・庁内のデータ連携については、あらかじめ定められた仕様に基づくサーバ間通信に限定している。  <誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスクに対する措置> ・庁内のデータ連携については、あらかじめ定められた仕様に基づくサーバ間通信に限定している。 ・個人情報が正確かつ最新であることを、定期的に確認する手順、不正確または最新ではないことが判明した場合の訂正の手順が明確になっている。	<不適切な方法で提供・移転が行われるリスクに対する措置> ・他自治体への提供については、あらかじめ定められた方法でのみ行っており、また、複数職員による確認を行っている。 ・庁内のデータ連携については、あらかじめ定められた仕様に基づくサーバ間通信に限定している。  <誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスクに対する措置> ・庁内のデータ連携については、あらかじめ定められた仕様に基づくサーバ間通信に限定している。 ・個人情報が正確かつ最新であることを、定期的に確認する手順、不正確または最新ではないことが判明した場合の訂正の手順が明確になっている。  (下段に続く)	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年5月10日	同上	同上	<p>(上段からの続き)</p> <p>&lt;ワクチン接種記録システムにおける追加措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・転出元市区町村への個人番号の提供 当市区町村への転入者について、転出元市区町村から接種記録を入手するため、転出元市区町村へ個人番号を提供するが、その際は、 <ul style="list-style-type: none"> <li>①本人同意及び本人確認が行われた情報だけをワクチン接種記録システムを用いて提供する。</li> <li>②個人番号と共に転出元の市区町村コードを送信する。そのため、仮に誤った市区町村コードを個人番号と共に送信したとしても、電文を受け取る市区町村では、該当者がいないため、誤った市区町村に対して個人番号が提供されない仕組みとなっている。</li> </ul> </li> <li>・特定個人情報の提供は、限定された端末(LG-WAN端末)だけができるように制御している。</li> <li>・特定個人情報を提供する場面を、必要最小限に限定している。具体的には、当市区町村への転入者について、転出元市区町村での接種記録を入手するために、転出元市区町村へ個人番号と共に転出元の市区町村コードを提供する場面に限定している。</li> </ul>	事後	
令和3年5月10日	Ⅲ リスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク その他の措置の内容		<p>&lt;ワクチン接種記録システムにおける措置&gt;</p> <p>【物理的対策】</p> <p>ワクチン接種記録システムは、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティの国際規格を取得しているクラウドサービスを利用しているため、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドラインで求める物理的対策を満たしている。</p> <p>主に以下の物理的対策を講じている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・サーバ設置場所等への入退室記録管理、施錠管理</li> <li>・日本国内にデータセンターが存在するクラウドサービスを利用している。</li> </ul> <p>(下段に続く)</p>	事後	
令和3年5月10日	Ⅲ リスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク その他の措置の内容	同上	<p>(上段からの続き)</p> <p>【技術的対策】</p> <p>ワクチン接種記録システムは、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティの国際規格を取得しているクラウドサービスを利用しているため、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドラインで求める技術的対策を満たしている。</p> <p>主に以下の技術的対策を講じている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・論理的に区分された当該市区町村の領域にデータを保管する。</li> <li>・当該領域のデータは、暗号化処理をする。</li> <li>・個人番号が含まれる領域はインターネットからアクセスできないように制御している。</li> <li>・国、都道府県からは特定個人情報にアクセスできないように制御している。</li> <li>・当該システムへの不正アクセスの防止のため、外部からの侵入検知・通知機能を備えている。</li> <li>・LG-WAN端末とワクチン接種記録システムとの通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。</li> </ul>	事後	
令和3年5月10日	Ⅲ リスク対策 9. 従業者に対する教育・啓発	<p>&lt;熊谷市における措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・毎年、職員全員と、該当の臨時職員に情報セキュリティ研修を実施している。</li> <li>・サーバ室への入退室については、生体情報による認証を実施している。</li> <li>・年に1回、所属部署のOA担当者に対し、教育を実施している。</li> <li>・集合教育は必要に応じて実施している。</li> </ul> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、定期的に自己点検を実施することとしている。</li> </ul>	<p>&lt;熊谷市における措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・毎年、職員全員と、該当の臨時職員に情報セキュリティ研修を実施している。</li> <li>・サーバ室への入退室については、生体情報による認証を実施している。</li> <li>・年に1回、所属部署のOA担当者に対し、教育を実施している。</li> <li>・集合教育は必要に応じて実施している。</li> </ul> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、定期的に自己点検を実施することとしている。</li> </ul> <p>&lt;新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置&gt;</p> <p>内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室から発出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項」に同意のうえ、第9条(市区町村の責任)に則し、適切に職員等の当該システムの利用を管理し、必要な指導をする。</p>	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年5月10日	Ⅲ リスク対策 10. その他のリスク対策	<p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt;</p> <p>・中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。</p>	<p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt;</p> <p>・中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。</p> <p>&lt;新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置&gt;</p> <p>内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室から発出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項」に同意のうえ、第7条(情報到達の責任分界点)、第8条(通信経路の責任分界点)、第9条(市区町村の責任)に則し、適切に当該システムを利用し、万が一、障害や情報漏えいが生じた場合、適切な対応をとることができる体制を構築する。</p>	事後	
令和3年5月10日	Ⅴ 評価実施手続 1. 基礎項目評価 ①実施日	令和3年4月1日	令和3年5月10日	事後	
令和3年6月14日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものをのぞく。)提供先2	(追加)	<p>提供先2 都道府県知事</p> <p>①法令上の根拠 番号法別表第2の16の3の項</p> <p>②提供先における用途 新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務</p> <p>③提供する情報 予防接種事業関係情報であって主務省令で定めるもの</p> <p>④提供する情報の対象となる本人の数 10万人以上100万人未満</p> <p>⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 熊谷市に住民登録している法定接種対象者</p> <p>⑥提供方法 [O]情報提供ネットワークシステム</p> <p>⑦時期・頻度 情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報の提供の求めがある都度</p>	事後	
令和3年8月1日	Ⅰ 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容	<p>熊谷市は、予防接種法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号利用法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <p>予防接種法に基づき、定期予防接種である乳幼児の結核予防接種、麻しん・風しん混合予防接種等、予防接種の発行を行う。乳幼児・児童・生徒の定期予防接種については原則全額公費負担のため自己負担金は発生しない。高齢者等インフルエンザ、高齢者等肺炎球菌予防接種については自己負担金が発生する。(生活保護受給者は費用免除)</p> <p>また、予防接種による健康被害の迅速な救済を図る。</p> <p>番号利用法別表第二に基づいて、熊谷市は、予防接種法に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。情報提供に必要な情報を「副本」として中間サーバーへ登録する。</p> <p>新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務 ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。</p>	<p>熊谷市は、予防接種法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号利用法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <p>予防接種法に基づき、定期予防接種である乳幼児の結核予防接種、麻しん・風しん混合予防接種等、予防接種の発行を行う。乳幼児・児童・生徒の定期予防接種については原則全額公費負担のため自己負担金は発生しない。高齢者等インフルエンザ、高齢者等肺炎球菌予防接種については自己負担金が発生する。(生活保護受給者は費用免除)</p> <p>また、予防接種による健康被害の迅速な救済を図る。</p> <p>番号利用法別表第二に基づいて、熊谷市は、予防接種法に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。情報提供に必要な情報を「副本」として中間サーバーへ登録する。</p> <p>新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務 ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。</p> <p>予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。</p>	事後	
令和3年8月1日	Ⅰ 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム5 ②システムの機能	<p>1. ワクチン接種記録システムへの接種対象者</p> <p>2. 接種券発行登録</p> <p>3. 接種記録の管理・転出/死亡時等のフラグ設定</p> <p>4. 他市区町村への接種記録の照会・提供</p>	<p>1. ワクチン接種記録システムへの接種対象者</p> <p>2. 接種券発行登録</p> <p>3. 接種記録の管理・転出/死亡時等のフラグ設定</p> <p>4. 他市区町村への接種記録の照会・提供</p> <p>5. 新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付に係る接種記録の照会</p>	事後	



変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年8月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑤使用方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・予防接種の実施、予防接種に関する記録の作成等に使用する。</li> <li>〈新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務〉</li> <li>・当市区町村への転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会するために特定個人情報を使用する。</li> <li>・当市区町村からの転出者について、転出先市区町村へ当市区町村での接種記録を提供するために特定個人情報を使用する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・予防接種の実施、予防接種に関する記録の作成等に使用する。</li> <li>〈新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務〉</li> <li>・当市区町村への転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会するために特定個人情報を使用する。</li> <li>・当市区町村からの転出者について、転出先市区町村へ当市区町村での接種記録を提供するために特定個人情報を使用する。</li> <li>・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付の際、接種記録を照会するために特定個人情報を使用する。</li> </ul>	事後	※未入力 記録項目 リスクに対する措置 特定個人情報使用のリスクに対する措置